

平成30年第3回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成30年9月11日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 井上美津子 議員
- (2) 脇本 茂紀 議員
- (3) 大川 弘雄 議員

平成30年9月11日開議

(平成30年9月11日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前10時00分 開議

副議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第1

副議長（高重洋介君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位4番，井上美津子議員の登壇を許します。

7番（井上美津子君） おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、発言通告書に基づき、竹原市議会第3回定例会一般質問を行います。民政同志会の井上美津子でございます。どうかよろしく願いいたします。

まずは、7月豪雨災害でお亡くなりになった方に対しお悔やみを申し上げますとともに、被災された方に対しお見舞いを申し上げます。現在も、山には多くの地肌が見え、まだごみステーションには土のう袋が積み上がっている、そのような状況は被害の大きさを物語っており、心が痛みます。このたびの豪雨は、竹原市で422.5ミリ、7月の平均降水量の約2.4倍の雨が48時間で降り、7月6日には広島県より大雨特別警報も発表され、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨になり、各地で甚大な被害をもたらしました。また、特別警報が出ることは該当地域で数十年に一度しかないような非常に危険な状況であり、特別警報が出たら直ちに命を守る行動をとるよう気象庁は促していましたが、実際早期に避難した人は少なく、警報に対し認識不足やまだうちは大丈夫だろうという思いが避難を遅らせたのだと思います。

本市におきましても、8月7日に行われました全員協議会で説明されたように死者4人、全壊など床上浸水を含めた建物被害は974件、また国道や賀茂川の橋等インフラを含む未曾有の災害が起きました。このたびの災害に対し、自衛隊をはじめとする近隣市町の支援や多くのボランティアの人たちに支えられて、現在、復旧、復興に向け歩き始めています。支援をいただいた皆さんに対し感謝でいっぱいでございます。

発災当時、多くの被災者は土砂の撤去や浸水した家財等の撤去などに泥にまみれながら、猛暑の中作業されておりました。断水が重なり、なかなか作業がはかどらない、そういう身も心も疲れ果てている状況でありました。

そんな時、市役所で罹災証明をもらって帰ると、後から被災証明もとってくださいねと言われ、また市役所の窓口へ行かなくてはならないようになり、「また市役所に行かんといけん、こういう時に何で何と何が要るんよ、一遍に教えてくれんのんかね」と嘆いていらっしゃる方もいらっしゃいます。また、ほかの方は、まだ泥の撤去もできていないのに消毒薬が配られてきて、「これからどうしていいかわからんとところにまたいつやれるかわからん消毒薬をもらっても情けないだけよ」と言われていました。

一方、私たちができることは「私たちがやらにゃあ、もっと大変な人がいっぱいいる」と頑張っている方もいらっしゃいました。

そうした声を聞く中、市は被災者に対し相談窓口で対応されています。発災当時は対応がなかなか難しい状況であったと思いますが、現在の被災者対応はどのようにされていますか、お伺いいたします。

追い打ちをかけるように豪雨災害後も台風12号が上陸し、8月下旬には台風20号が上陸しましたが、雨も風も大したことがなく被害もほとんどないことに胸をなでおろしました。気象庁のデータ30年間の平均では、年間29個の台風が発生し、11個の台風が日本から300キロ以内に接近し、約3個が日本に上陸しているとのことで、既に8月で20号が発生し3個が上陸しております。これから台風発生の時期であり、上陸しても大雨が降ると、現在の被害に遭ったところが二次災害があったり、その他のところも被害に遭ったりすることも考えられます。

被害に遭わないためにも、早期の避難所への避難が必要となります。このたびの豪雨でも市内各所避難所が開設され、市民が避難されたと思いますが、中には洪水や土砂災害には対応できない避難所が開設されており、状況判断で開設されたと思いますが、「避難所は大雨が降ったら水につかってしまうのどうしたらええんかね」、「避難所には行かれんじゃん」など、住民の声を聞きました。このたび実際避難所が被災いたしました。このことは本当にあってはならないと思いますが、避難所設置に対するお考えをお伺いいたします。

避難情報をはじめとするいろいろな情報を屋外スピーカーや告知端末でサイレンの音やメッセージを流したり、防災情報等メール発信サービスから情報を発信されています。災

害に遭わないためにはその情報を早くキャッチし、早期に避難することが大切であります。しかし、避難するよう広報されても雨の音で聞こえにくかったり、夜で暗くて動きがとれなくなっていることもあります。

そこで、避難情報をはじめとする情報の周知についてのお考えをお伺いいたします。

山肌が見えているところで土砂災害に遭っていないところは、砂防ダムがあって災害が免れることができているところもあります。しかし、その砂防ダムも土砂の堆積でいっばいになっているところも多くあり、今後大雨が降ると災害のおそれがあると考えます。

そこで、現在の砂防ダムの状況をお伺いいたします。

また、ため池の水が満杯で、一時避難情報が出たこともありました。ため池に土砂が入り埋め尽くされ、それに続く水路も土砂が入り、水が流れないところもあつたりします。このことは農業に影響があつたり、今後大雨が降ると決壊等の災害が起こることも考えられます。

そこで、現在のため池の状況をお伺いいたします。

賀茂川など河川の至るところで、まだ瓦れきや流木が橋桁等にひっかかっているのを目にします。賀茂川に流れ込む地域の河川についてもまだ土砂が堆積しているところもあります。土砂も瓦れきも少しずつではありますが浚渫され撤去されてはいますが、現在の河川の状況をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 井上議員の質問にお答えいたします。

1点目の被災者対応についての御質問でございます。

被災された方の負担を軽減するため、8月3日から市役所1階ロビーに総合相談受付窓口を設置しているところであります。この窓口には広島県災害見舞金などの受付窓口も併設するなど、できる限り一つの窓口で各種申請手続が完了するよう被災者の利便性向上を図ってまいりました。このほか弁護士による無料法律相談や保健師による健康栄養相談などを実施しておりますが、引き続き被災された方に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、2点目の避難所の設置についての御質問でございます。

指定避難所については、避難者を受け入れるための必要な規模、構造、設備を持つ公共施設などから災害の種別ごとに選定をしております。しかしながら、今回の豪雨では浸水

した指定避難所があったことや、今後土砂災害の際に避難が困難となるおそれのある指定避難所があるなど課題があります。このため、民間施設を避難所利用するための協定の締結や指定避難所のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。あわせて、指定避難所だけでなく近隣の安全な場所等への避難など、災害時に住民がとるべき避難行動についても周知をしてまいります。

次に、3点目の避難情報をはじめとする情報の周知についての御質問でございます。

災害時には屋外スピーカー及び告知放送端末からの放送、消防団等による巡回広報のほか、防災情報メールやテレビのデータ放送、ホームページ、SNSなど、文字、画像による情報伝達を行っております。また、このたびの豪雨災害発生時には携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる避難情報の配信を開始しております。しかしながら、避難情報の伝達が実際の避難行動につながらなかったという課題もあると認識しております。このため、引き続き災害時に発令される避難情報の内容を簡潔かつわかりやすいものとなるよう工夫し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう取り組むとともに、災害時に住民がとるべき行動などについても周知をしてまいります。

次に、4点目の現在の砂防ダムの状況についての御質問でございます。

災害発生後の7月7日から管理者である広島県において土砂災害の状況調査を開始し、砂防ダムによって土石流を捕捉した箇所についても現地を確認されました。こうしたことなども踏まえて、県に対しては被害を受けていないダムも含めて、全ての防砂ダムについての緊急点検及び補修等、必要な対応を行うよう要請を行っているところであります。

次に、5点目の現在のため池の状況についての御質問でございます。

市内には336カ所の農業用ため池がありますが、このうち42カ所については7月10日から広島県により緊急点検が実施され、これに引き続き、国において県内の全てのため池について一斉点検が実施されたところであります。堤体が損壊した状態にあるため池もこれまで確認されておりますが、ため池の安全性確保のため、その水位を下げるよう管理者に依頼し、速やかに実施していただいております。最終的な点検結果が得られ次第、速やかにため池の管理者と協議を行い、ため池の改修などによって適切な維持管理を図り、引き続き住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

最後に6点目の現在の河川の状況についての御質問でございます。

7月の豪雨災害では、賀茂川や本川など多くの河川が氾濫し、護岸の崩壊、大量の土砂や流木の堆積など甚大な被害が発生いたしました。このような状況において二次災害のお

それがある箇所については、応急復旧工事として大型土のうによる護岸の仮復旧や堆積した流木の撤去を実施しておりますが、引き続き未着手の賀茂川などの浚渫についても早急に実施するよう県に要請してまいります。

また、市が管理している河川においては、埋塞した土砂の撤去や橋梁部分の流木の撤去など緊急性の高いところから順次実施しているところであります。本格的な復旧工事については、国が実施する災害査定後、洪水の起きにくい11月以降に実施する予定としており、引き続き県と連携しながら治水対策を着実に推進してまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） それでは、再質問を行いたいと思います。

初めに、窓口対応のことなのですが、現在は窓口対応が一本化されており、それは8月3日からということでもあります。被災者はいつときでも早く申請をして市に対応してもらおうと早くから申請に来られたのだと思いますが、7月発災当時、窓口が一本化されていないということがありまして、どの課に行ってもいいのかわからない、そういう状況で慣れない申請手続を行ったり相談をしに行ったりと、かなり戸惑ったり、表現の仕方で被災者の方が過敏になったり、余計に不安が募った、大変な思いをしたということを知っております。早い時期に被災者の不安を取り除くためにも一刻でも早く各種相談を一本化した窓口設置が必要と思いますが、もっと早く一本化した窓口が設置できなかったのかお尋ねいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

窓口の設置ということでございますが、冒頭市長が御答弁申し上げましたが、現在住民の利便性の向上を図るため、できる限り一つの窓口で各種手続が完了するように総合相談受付窓口を8月3日から設置しているところでございます。議員からお話しございましたように早期の設置ということでございますが、当然我々もできる限り早く設置ということを検討しておりましたが、混乱期ということもある中で検討しまして、窓口において特に減免の申請書等も統一の用紙で図れるようにする中で工夫はしてまいりました。

今後におきましては、今回の状況を踏まえまして、お話しございましたように被災者の方はあらゆるそれぞれケースがありまして負担もそれぞれということでございます。そうした被災された方の負担の軽減のためにおきましてもどういった対応ができるかというこ

ともございまして、早期にできる実施可能なものについては速やかに対応してまいりたいと思っております。今後におきましても、組織内で十分調査検討を行いまして、早期に窓口の設置が図れるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 被災者に寄り添った対応というものが必要となってきますので、今回のこの災害を通して、窓口対応の教訓を生かせるよう、また日ごろも誠心誠意住民に寄り添った対応ができるようにしていただきたいというふうに思います。

7月豪雨の災害については全庁を挙げて取組をされる中、被災者対応に加え現地調査など過重的な業務が、偏りがあって、そういう担当課があるのではないかと私は危惧しております。市民対応にそういうことは影響してくるのではないかと不安を感じております。発災から2カ月、職員に対する対応はどのように考えておられますか、お伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

従事した職員についての御質問だと思います。災害時におきましては、被災者の方だけではなく我々職員も応急復旧から現在復興のためということで従事させていただいております。その間、2カ月以上経過した中で当然長時間の連続した勤務や土日もなく昼夜にわたる不規則な勤務ということでございまして、身体的や、ともかく精神的にも負担があったというふうには理解しております。そうした精神的な支援も必要ということから、職員を対象といたしまして保健師によります健康の相談とか、あるいは産業カウンセラーの方によるカウンセリングを行っているというところがございます。こうした取組を行うことによりまして、市民サービスに支障が出ないよう、市民サービスの低下を招かないよう、また職員の健康管理には十分留意して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 長時間の被災者の対応とか現場の対応、そういうものに対して職員の方も大変お疲れになっている、精神的にも大変な思いをされているというふうに感じております。これからまだまだ復興までは長い道のりだと思いますので、しっかりと職員の方にも対応ができる保健師さん、カウンセリング、そういうものを対応していった

だきたいと思います。

避難所設置の方の再質問の方をいきたいと思います。

最近の日本列島においては、台風20号、21号の上陸や今月6日未明に起こりました北海道胆振東部地震など、各地で甚大な被害が起こっております。また、一昨日も秋雨前線停滞のための大雨が竹原市も降っております。竹原市にはもう災害は起きないという保証はどこにもありません。何十年に一度という言葉も慣用句となっ通じなくなつたと、東京女子大学広瀬弘忠名誉教授は言っておられます。市民が災害に遭わないためにも早い避難所の設置が必要となりますが、このたびのように洪水や土砂に対応できない、難しい避難所については、洪水や土砂災害に対応できる施設が必要になってくると思います。7月豪雨災害から東野町であれば民間施設であります東洋コルクさんの施設をお借りして避難所として開設しております。避難勧告が出ました一昨日も避難された方が多くいらっしゃいました。実際、民間施設を避難所としていますが、今後どのように進めていくのか、民間施設に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難所に関することですが、避難所につきましては、その開設に当たりましてはこのたびの豪雨災害などでこういった浸水した避難所があったということございまして、地域の方が災害の発生時におきまして安心して避難するためには様々な課題があると、このように認識しております。お話しございましたように、今回豪雨災害で指定した避難所が浸水とかといったこともございます。市長答弁にもありましたが、指定避難所につきましては避難所を受け入れるための必要な規模、構造、設備を持つ公共施設などから災害の種別ごとに選定しているというところがございます。地域によりまして先ほど東洋コルクさんの話もございましたが、地域の方と東洋コルクさんがお話しされてこういった有事の際には避難所として開設の御協力をいただくということございまして、その際には私ども市の職員が従事者として参って対応をさせていただいているところがございます。

本市といたしましては、災害発生時には市民の方一人一人が自ら判断されて必要な行動をとることや、地域の中で市民の方それぞれが助け合いながら避難行動をすることが重要と考えておりますので、こうした民間施設を避難所利用することにおきましては、協定の締結やそのあり方について検討を進めながら順次対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） いつ何どき災害が起こるかわからない状況でありますので、しっかりと早期に対応していただきたい。自らが判断して、先ほども言われましたけども、助け合って行動をするということではありますが、避難所へ行くことに関しては自らが判断し助け合って行動を行うのですけども、その避難所を開設というふうになると今のその東洋コルクさんだけでは対応し切れないというところもあると思います。ほかの地域も民間施設を使わないといけない状況になっているところもあるのではないかと思います。民間施設に対する避難所という部分はしっかりと市も対応していかないといけないことだと思いますけども、先ほど地域住民とその東洋コルクさんですか、民間施設の方が話し合っということだったのですけども、そういうところがまだ土砂災害とか洪水とかに対応し切れていないところに関しては、そういう民間施設を対応できるようにしっかりと検討していただきたいと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

お話しございましたように、民間の施設も含めた対応というのは当然重要と考えております。現在、広島県なども今回の災害の検証などを踏まえられていろいろ御検討されています。今後、民間施設の避難所としての活用も含めまして指定避難所のあり方全般につきまして、地域、地元の方の意見も当然十分聞きながら対応してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 是非とも早く話を進めていていただきたいと思います。これに関しても、避難経路ということも十分考慮して民間施設と対応をお願いいたしたいと思えます。

次に、避難情報についてを少し再質問させていただきたいと思えます。

このたびの7月豪雨の時は、実際避難した人が少ないと聞いております。住民がとるべき行動は避難準備、避難勧告、避難指示とありますが、竹原市ではどのような状況でこの避難準備、避難勧告、避難指示を出すのか。また、この勧告とか指示とかが出た時には住民はどのような行動をとるのかを教えてくださいたいと思えます。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

避難情報の発令とタイミングということと、市民の方がとられるべき行動ということでございます。

まず、避難情報につきましては、先ほど議員の方からもお話しございました避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、これ避難指示（緊急）というのが正式でございますが避難指示（緊急）の3種類がございます。

まず、1点目の避難準備・高齢者等避難開始につきましては、災害による被害の可能性があると判断した時に発令するものでございまして、発令の基準は大雨警報が発表され、夜間から翌日早朝に土砂災害警戒情報が発表される可能性がある場合などというものでございます。その際に市民の方がとるべき行動としては、避難の準備と高齢者など避難に時間のかかる方は避難を開始するということになります。

次に、2点目の避難勧告でございますが、こちらは災害による被害の可能性が高まったと判断した時に発令するものでございまして、発令の基準といたしましては土砂災害警戒情報が発表された場合などがあります。その際、市民の方がとるべき行動としては、避難所や知人などの安全な場所に直ちに避難を開始するというものでございます。

最後に、避難指示（緊急）でございますが、これはいつ災害が発生してもおかしくない状況であると判断した時に発令するものでございます。そうした中で市民の方がとるべき行動としては、本来は避難勧告の時点で避難していただきたいと考えておりますが、避難が完了していない場合などには直ちに近隣の安全な場所へ避難するということになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） ありがとうございます。

いろんなタイミングがあると思いますが、昼間であれば勧告、指示が出ても避難することはたやすいと思います。しかし、夜となるとなかなか、いつ避難しに行こうか、どこへ行こうかというような、すごい不安を持つような状況になると思います。避難勧告、避難指示という部分は非常に重要な情報であり、それに対する行動は命にも関わる行動になると思います。その行動はしっかりと、市民にこういう時にはこういう行動をするのだというように啓発、周知というものが大切になってくるのではないかと思います。今の部長さ

んが言われましたタイミング，それから行動というものは市民の方にしっかりと伝わっているのでしょうか，お伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難情報の伝える問題ということでございます。

当然情報を伝える側の課題のみではございませんで，情報を受ける側の市民の方一人一人が災害に備えて準備していただきたいということと，そして議員おっしゃられるように知ることです。早く知ること，そして早く知った上で早く行動というのが重要であろうと考えております。情報の提供につきましてはメールなりテレビのデータ放送なり，様々な手段で情報が入手できると考えております。御自分の住まわれております場所や災害の種類でいいますと土砂災害，浸水害等，そういった危険性また危険な場所を知ること，これが知ることとして大切であろうと考えております。また，ふだんの生活から災害が発生した時のことをイメージしていただくということもいざという時の避難の行動につながるのではなかろうかと，このように考えております。そうした意味からも暗くなる前の早目の避難情報の発令というのも，本市につきましても当然検討しておりますし，そのようにあるべきと思っております。暗くなると逆に逃げることによって危険が伴いますというのもありますので，暗くなる前の早目の避難情報の発令というのは，地震以外の自然災害でありますと風水害，台風でありますと早目の避難情報の発令は可能でございますので，その点は十分留意してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） やはり知るということは大切なことだということではありますが，まず避難情報が伝達され，その情報に基づいて避難をするということになるのですが，情報の伝達の方法が先ほど答弁にありましたように屋外スピーカーだとか告知放送端末，巡回広報など多くありますけれども，先ほども少し触れられましたが受け取る側，住民の方からすると夜であったりというのがあるのですが，このたびは停電の御家庭は少なかったのですが，停電が長く続いたり大雨なので声が聞こえないなど，本当に悪条件が重なった場合でも迅速かつ正確に伝達ができる，そういうことが重要でないかと思っております。情報の伝達の遅れが市民の被害を増幅させていくことも考えられます。迅速かつ正確に伝達することができる，市民の安心・安全につながると考えます。住民に緊急性を持った情報を迅速かつ確実に伝達するためにはどうするのか，そういう方法があれば，先

ほどもありましたけど、いま一度お答え願います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 情報の伝達方法ということでございますが、市長の答弁にもありますように、従来から申し上げておりますが、情報の伝達方法というのは一つだけあればいいというものではないということでございまして、あらゆる方法、例としますと議員からもお話しございました屋外スピーカー、告知放送端末はもとよりでございますが、消防団の車両による巡回広報、防災情報メール、テレビのデータ放送——これタネットも含まれますが——ホームページ、SNS、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどによりまして文字、画像による情報の伝達とともに、エリアメールと申しまして携帯電話会社による緊急速報メールサービスも配信を開始したところでございます。こういった多様な情報をいち早くお届けして、いち早く知っていただくというのが一番有効であろうと思っております。ただ、確かに雨の音によりまして広報の音が聞こえない、スピーカーの音が聞こえないというお声は聞いておりますので、そういった意味からもこうしたあらゆる多様な方法によりまして速やかに伝達するというのが当然有用であろうと思っておりますし、ほかの方法につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） いろんな方法で発信していただき、また住民の方もそれを受け取る側としていろんな情報が得られるようにしていきたいと。私たちもそれをいろんなところで広報していきたいというふうに思っております。

避難の伝達が避難行動につながっていないというふうな課題があると認識していると答弁があります。避難伝達が避難行動につながっていないという課題、これで亡くなっていらっしゃる方もいる中で、避難行動はやはり重要であり、生命にもつながっていくということでもあります。実際、災害時に住民がとるべき行動というのは何か、それを教えていただきたいと思えます。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

避難情報を3つ申し上げました点のちょっと補足になります。

1点目の避難準備・高齢者等避難開始につきましては、これはこの先避難勧告や避難指示（緊急）が発令されることが予想される場合に出されるというものでございますので、

避難の準備をしましょうという意味でございます。これは高齢者や障害を持つ人など避難することが困難な人は避難を開始しましょうという情報ということでございます。

避難勧告でございますが、こちらは先ほども申し上げましたが災害による被害が予想され、これは人的被害が発生する可能性も高まった場合に出されるということで、意味合いとしましては速やかに避難しましょうと、こういったものでございます。ただし、避難所に避難するのではなくて状況に応じた避難行動が求められる、近隣の安全な場所あるいは自宅の2階とか、そういったところでございます。

最後の避難指示（緊急）でございますが、これは災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に出されるというものでございまして、これはもう緊急に避難しましょうと、こういった意味でございます。これも避難所に行かなくても自宅内でも急いでより安全な場所に行きましょうという意味ということでございます。

答弁もしておりますが、避難情報の内容を簡潔わかりやすいものとなるような工夫というのが一番大事であろうと思っております。それで、この避難情報の正式な用語というのは我々もいかげんな使い方できませんので、しかしどれほど正しく正確な言葉でもその意味が市民の皆さんに伝わらなければ情報としての価値はなかなかないのではなかろうかと思っておりますので、その辺のわかりやすいものとなる工夫というのはこれからも順次検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） わかりやすい言葉で速やかに伝達ができる、そういう情報の伝達方法として早く検討していただきたい。また、住民の人も避難準備ということは避難の準備をしましょう、勧告になりましたら速やかに避難しましょう、指示が出ましたら急いで安全なところに避難しましょうと、そういう行動をとっていただくようしっかりと啓発、周知していかないといけないと思います。それは災害別、地域別で行動は変わってくると思うのですが、しかし準備をする、避難するという行動には変わりはないと思いますので、しっかりと周知というものをしたいと思っています。周知についてお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 情報の周知ということでございまして、有事があつて実際我々

も今回の豪雨災害でとうとい命を失っているという現状もございます。そうしたことも踏まえまして、地域でいろいろ防災訓練等、我々も出前講座等座学に出向きますので、そういった様々な機会、また地域の会合等にもお邪魔させていただきましていろんなお話をさせていただく中で、実地訓練と申しますか、実際に避難訓練、議員の方からも避難経路のお話もございましたので、そういった御自分が地域の方と歩く道のりというかそういったものを再確認していただいて避難所までの道のりも確認していただくということも大変重要であろうと思っておりますので、その点も踏まえて今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 住民も大したことないとか、まあまだ大丈夫よというふうに思わないで、情報を早くキャッチして早期に行動することが大切なことだと思います。周知というところもしっかりと対応していただきたい、そういうふうに思います。

それでは、次の砂防ダムについてお伺いいたしたいと思えます。

砂防ダムは土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受けとめ、たまった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設で、土砂が砂防ダム堰堤にたまることにより川の勾配が緩やかになり、川底や川岸から削られていくのを防ぐというのとともに土石流の破壊力を弱める、また兩岸の山裾を固定し、山の斜面の崩れを防ぐ働きもあるというふうにごうたっております。これはインターネットでちょっと調べさせていただきました。また、国交省や都道府県の砂防部局等においては、頻繁する土砂災害から命を守るために砂防堰堤等の整備を進めているとありました。市としても、この砂防ダム堰堤の必要性としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 砂防ダムの必要性の御質問でございますが、議員から先ほど御説明がございましたように、砂防ダムというのは土石流を防止するという目的がございまして、こういったことで必要な施設であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 必要な施設ということでありましたが、8月30日の中国新聞の記事でありますけれども、砂防ダムをつくっていても安心というふうに誤解しているという

ような記事が出ておりました。広島市安芸区の矢野東の裏山に発生した土石流は、2月に県が整備したばかりの治山ダムということであったのですが、それができたから安心ということではないというふうな新聞記事でございます。そういう安全性というものが担保されていないというところもあるのですが、竹原市としては中田万里の砂防ダム、それから東野で新しくつくった砂防ダム、これはしっかりと土砂を捉えており、この砂防ダムがなかったらこのダムの下にあります民家だとか学校、保育所、こういう公共施設に甚大な被害をもたらしていたかもしれないというふうに私は思っております。この砂防ダムでありますけども、今はいっぱいになっている状況だと思います。市内の砂防ダムを早く点検していただき、土砂や流木、そういうものを取っていただく、また砂防ダムの補修というところもすることによって、市民の生命、財産を守ることにつながっていくと考えます。この砂防ダムの早急の対応についてお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の砂防ダムに関する土砂の堆積であったり、早期にそういった除去あるいは対策の御質問でございますが、このたびの豪雨災害では、砂防ダムによりまして土石流を食い止めた箇所や堰堤を乗り越え、下流域まで土砂や流木が流れ込んだ箇所など、多くの災害が発生いたしました。竹原市内には広島県が整備した砂防ダムが55基ありますが、土石流によってダムに堆積した土砂や流木が残っている状況であることから、今後の台風や雨の降り方によりまして二次災害の危険が懸念されているというところもございます。こうしたことから被害を受けていない砂防ダムも含めまして緊急点検を早急に実施するとともに、このたびの豪雨により砂防ダムに堆積した土砂や流木の撤去など必要な対応を早期に行っていただくよう県に対して要請をしまいたいというふうに考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 早く県の方に要請していただいて、一刻も早く点検をしていただくということが大切になってくるのではないかと思います。しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。このたびの災害で許容量を超える土砂が流れ出したということもありますし、ダムによって被害が少なかったというところもあるということですが、大雨のたびに川の方に土砂が流れ出し、堆積し、何回も何回も河川の浚渫を行うような状況になるような川というのですか、そういうものがある。実際、東野ではあ

りますけども、かなり土砂が堆積しておりました。河川の堆積した土砂というものを浚渫してくださいという一般質問もさせてもらったこともありますが、なかなか浚渫は進んでおりませんでした。もとを断たないと幾ら浚渫をしてもイタチごっこというふうな状況にはなってくるのではないかと思います。新しい砂防ダムというのですか、そういうところに砂防ダムをつくるべきではないかというふうに思いますが、新しい砂防ダムの建設についてお尋ねいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 新たなダムの設置の御質問でございますが、砂防ダムの新設につきましては、大規模な土石流によって甚大な被害が発生した砂防ダムの緊急点検をしていただき、必要な対策を講じていただくよう県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 新しい砂防ダムは、ほかのところの点検を含めてということではあるのでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 砂防ダムの新設については、繰り返しになりますけど、甚大な被害が発生した砂防ダムの緊急点検をしていただきまして、必要な対策を講じていただくように県の方に要望してまいりたいというふうに考えていますので、状況に応じて引き続き粘り強く要請をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 緊急性というふうになるとそうではないというふうになるかもしれないです。でも、それによって何回も浚渫をしないといけない状況になったり、今回みたいに川に土砂がたまって、道と同じぐらいの高さになって、道も一緒に川になってしまったというような状況にもなりかねない。そういう状況に今までなっていたのです。だけど、このたび浚渫をしていただいたおかげでそういうことは今回はなくなりましたけども、でも実際浚渫を何回もしていけないといけない状況にあるということは、もとをしっかりとダムなり砂防堰堤をつくることによって土砂が流れ込むことを防ぐということになるし、それは市民の皆さん、住民の皆さんの安心・安全につながっていくのではないかと

思います。しっかりと県と対応していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほど市長答弁でございましたように、砂防ダムについては土石流を捕捉した箇所についても現地の方を確認していただいております。こうしたこともありまして、県に対して被害を受けていないダムも今回全て緊急点検及び補修等必要な対応をお願いしているという状況でございますので、そういったことで引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 安心・安全という部分を住民の皆さん、それを考えて対応していただきたいというふうに思いますので、どうか県の方にもしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

今、砂防ダムでしたけど、同じようにため池という形で堤体が破損した状況のものもあるというふうに答弁されております。水位を下げるだけでは安全性の確保はできていないというふうに思いますので、早急に改修が必要であると考えます。改修は管理者と協議の上というふうにあります。どのような工程で改修されるのか、また管理者がいないため池についてはどういうふうにするのかお伺いいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） ため池に関する御質問でございますが、修繕の方法とか、あと管理人がいない場合の対応とかという御質問でございますが、まずこのたびの豪雨災害によりまして農業用ため池の破損した箇所についてはため池の管理者と市が協議を行いまして、補助対象となるものにつきましては現地測量し、復旧の工法、復旧の範囲を決めた後に国が行う災害査定を受けまして工事の方に着手することとなっております。それからあと、管理人がはっきりしていないという御質問がございましたが、今のところは一応竹原市内においては管理人の方は一定には連絡がついているという状況でございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） ため池の改修は住民の安心・安全、このことに尽きると思います。堤体の破損だけではなく土砂や流木などでいっぱいになっているところもあるのではないかと思いますので、二次災害が起きないように維持管理ができるのも管理者としか

りと協議をしていていただきたいというふうに思います。流木とか、ため池に土砂が流れ込んでいるところに関しても同じように、先ほどの国の査定とか、そういうのと一緒の改修になるのでしょうか、お伺いたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） ため池の改修という御質問でよろしいでしょうか。

ため池の改修については、7月の豪雨災害では各地に甚大な被害が発生したことから激甚災害に指定をされまして、国の補助率の方も大幅にかさ上げされるという見込みでありまして、平成28年6月の激甚災害を受けまして同じような補助を受けまして、一応最終的な国からの補助金については国の予算に応じて年度内に決定する予定となっておりますので、そういったことで取組をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 堤体が破損しているところもあるし、土砂、流木でいっぱいになっているところもある、そういうものを、先ほどおっしゃいましたがもしっかりと管理者と対応して、協議して、改修に取り組んでいていただきたいと。国の査定があるということなのでそれ以降になるとは思いますが、早急をお願いしたいと。思っています。

河川の状況について質問させていただきます。

賀茂川の護岸につきましては応急復旧工事で土のうが積んでありましたけども、一昨日の雨で土のうが崩れたりして応急的にブルーシートなどをかけていらっしゃいました。大雨が降るごとに決壊等二次被害のおそれがあるというふうに、住民は不安を抱きながら昨日も避難所へ避難していたということは先ほども申しました。避難所に行くのも大変だという声も聞いた中、不安を取り除くためにも本格的な復旧工事が急がれるというふうに思っています。県の工事ではありますが、国の査定、いろいろとあるとは思いますが、早急に対応してもらうように県に要請していただき、工事が進むようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の県が管理する賀茂川の件でございますが、賀茂川についても今回被災したところについては現在大型土のうを設置していただいて、仮復旧をしていただいているという状況でございます。それから、一昨日の豪雨によりまして一部大型土のうが破損したところがあるのですが、これにつきましてはその日においてブル

シートを設置していただいたというようなこともあります。引き続き、水位が下がった時点で大型土のうで仮復旧の再度補強をしていただくようお願いもしているというような状況でございます。さらには、今後の本格的な復旧工事につきましては、引き続き県の方に要請をしてまいりたいというふうに考えてますので、よろしく願いいたします。

以上です。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） 早急に県に要請を再度していただきたいというふうに思います。やはり、安心・安全が担保されるということは住民にとっても非常に重要なことだと思います。しっかりと要請をしていただきたい、そう思います。

普通河川についても今かなり浚渫が進んでおります。しかし、先ほども砂防ダムのところで言いましたけども、原因を取り除かないと浚渫は何度もするようになるということでもありますので、住民の安心・安全を確保するためにも、住民の生命や財産を守るためにも、砂防ダムの建設が必要ではないかというふうに私は考えますけども、いま一度砂防ダムの建設についてお尋ねいたします。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 砂防ダムの建設の御質問でございますが、砂防ダムの新設につきましては、大規模な土石流によって甚大な被害が発生した砂防ダムの緊急点検をしていただきまして、必要な対策を講じていただきますように引き続き粘り強く県の方に要望してまいりたいというふうに考えております。市民の安全・安心のために、こういったことで市も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

副議長（高重洋介君） 7番井上美津子議員。

7番（井上美津子君） しっかりと対応していただきたいというふうに思います。市民の安全・安心という部分がなかなか確保できないというふうになりますと、皆さん不安でいっぱいというふうな状況で生活をしていけないといけません。また、一昨日みたいに大雨が降ると避難所へ皆さん行かないといけません。そういうことも不安と恐れというのですか、そういうものが一体化したものですごく住民の人も疲れ切っているというような状況でありますので、いろんな細々としたところまで言いましたけども、しっかりと県、それから市としても対応していただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、これから7月豪雨災害に対しまして復旧、復興は市職員が一丸

となって取り組んでいかなければならないことだと思います。海や山など自然に囲まれた災害に強いまちとして一日でも早く復興することを私も願っておりますし、私たちも協力を惜しみません。最後に復興への取組について市長にお伺いをして、質問を終えたいと思います。よろしくお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今回の災害に関わって懸念される事項についてる議員の方から御質問いただきまして、現在、この間取り組んできた経緯、または今後の考え方について担当部長の方から御説明したところであります。災害の規模そのものが相当程度大きいということは皆様ももう御承知のことというふうに思っておりますけれども、今回の災害、特に公共土木施設に関わる被害状況の把握のため、発災当初から国土交通省のT E C - F O R C Eが竹原市にも入ってこれた大きな災害現場の確認をする中で、おそらくこれは復旧工事の速やかな進行に役立てるという大きな意味もあって、そのような国の直接の取組もあったというふうに認識しております。ただ、大きな災害だけでなく、いわゆる竹原市全域において災害の箇所というのは相当程度多くありまして、復興には残念ながら長期の時間が必要であるというふうな我々の認識がございます。その中で安全・安心につながる、いわゆる人の命を守る行動につながる災害対応、復旧対応、復興対応というものを優先順位を定めながら進めていく所存でございます。様々な御意見があろうと思います。それらに真摯に耳を傾け、我々として、発災当初から特に担当職員は現地に出向き、県の職員とともに現地の確認を進めておりますけれども、さらに皆さんの御意見を踏まえながら復旧、復興に向けた対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、市民の皆様の御理解、御協力を切にお願いを申し上げます。

副議長（高重洋介君） 以上をもって7番井上美津子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、脇本茂紀議員の登壇を許します。

脇本議員。

14番（脇本茂紀君） 発言通告に基づきまして一般質問を行います。

竹原市環境基本条例と本郷南方最終処分場建設問題について質問をいたします。

まず、1点目の竹原市環境基本条例に至る経過について。

最初に、ハチの干潟藻場造成計画反対意見書。

竹原市環境基本条例が制定されたのは2007年12月定例会ですが、その前段で竹原市の環境に関わる様々な課題が生起していました。

その一つは、ハチ干潟への藻場造成計画です。竹原市議会は2007年3月定例会においてハチ沖の藻場造成事業に反対する意見書を採択し、藤田雄山広島県知事宛に送付しました。その内容は、竹原市に存在するハチの干潟は瀬戸内海のほぼ中央に位置し、周辺海域が海砂採取や埋め立てなどにより破壊される中でひっそりと豊かな自然環境を残してきました。賀茂川の汽水域、泥地、砂地、岩場などの多種の環境を含めてハチの干潟の手つかずの自然は、瀬戸内海の内原風景を思わせ、そこに群生する35ヘクタールの藻場は様々な魚介類の揺りかごととなり、多様な生物の生態系を育んでいます。また、絶滅が危惧されているハクセンシオマネキやナメクジウオ、ウスバシャミセンガイ、カブトガニ、チクゼンハゼなどの県内最大級の生息地でもあります。今でも地元の人潮干狩りをし、アサリやテナガダコ、タイラギやモズクガニ等を採取しています。また、児童生徒、学生の環境教育の場所として利用しています。このような手つかずのまま自然が残る干潟は、全国でもまれであります。平成18年3月には瀬戸内海全域が海砂採取禁止となり、豊かな海の再生の第一歩となりました。再生は人工的にではなく自然の治癒力によらなければなりません。豊かなアマモやガラモの藻場を有するこの地の保全なくして瀬戸内海の再生はありません。

そのような自然豊かなハチの干潟に藻場造成事業が計画されています。この事業は、もともとある天然の藻場を埋め立てるというものです。しかも、工事計画には海藻を植えつけるという作業はなく、広島県内各地から排出される浚渫土（ヘドロ）を110万立方メートルも投入するというものです。かつて忠海長浜地区や瀬戸田高根地区でもこの事業が実施されましたが、浚渫土から漂う悪臭や有害化学物質が含まれている危険性が指摘され、さらに大量の浚渫土が海に流れ、工期を何年も延長しています。そればかりか本当に藻場ができたのかも定かではありません。この事業は水質汚染や生態系に大きな悪影響を与えるとして、各地で反対、見直しされています。

私たちは、ハチの干潟で計画されている藻場造成事業の撤回を強く求めます。私たちの

宝の海をこれ以上破壊しないよう、さらに瀬戸内海遺産とも言えるハチの干潟を自然のまま残していくよう強く要望します。そのために、広島県知事におかれましてはこの事業を許認可しないようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する、というものでした。

次に、大乘最終処分場建設反対意見書についてであります。

2005年9月竹原市議会定例会では、大乘産業廃棄物管理型最終処分場の建設反対を求める意見書が採択されました。当時、私は請願に賛成する討論を行いました。以下はその要旨であります。

大乘川上流域の福田町内ヶ原地区への産業廃棄物管理型最終処分場の建設反対を求める意見書採択の請願に対する賛成討論。

今回、ルートロック株式会社が計画している管理型最終処分場において処理しようとしている産業廃棄物の種類は、汚泥、燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む）、金属くず（自動車等破砕物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む）、ゴムくず（自動車等破砕物を含む）、繊維くず、がれき類、動植物性残渣、鉍滓、ばいじん、特別管理産業廃棄物のうち廃石綿など、以上14種類とされています。このうち汚泥、燃え殻、鉍滓、ばいじんは、溶出試験の結果、判定基準を超えなかったものとされています。また、紙くず、木くず、繊維くずについては、PCBが塗布されていないものとされています。

また、安定5品目についても産業廃棄物処分場に入れる前にこれが安定5品目かどうかという分別はほとんどされていません。中間処理における分別もされていません。厚生労働省は、安定5品目に付着してくる有機物、腐敗するものまで分別できないという解釈に立っています。さらに、今回計画されている管理型処分場には、動植物の残渣まで入れられるわけですから、有機物、腐敗するものもどんどん入れられます。

さらに、もし鉍滓やがれき類、汚泥、燃え殻、自動車破砕物などの中に六価クロム、ヒ素、ダイオキシンなどの有害物質が含まれていれば、その撤去費用は数十億円、数百億円を要することとなります。また、今問題となっている廃アスベストも入れられる品目の中に入っていますが、現在ルートロック株式会社が説明している安全対策や人員配置、検査、監視能力では到底これらの問題をクリアできるとは思えません。

今回の意見書の内容は、そのような意味からも直接そのことによって利益を得る企業や業者などの特定利益団体のためではなく、最もその影響を受ける地域住民の立場に立つ

て、国や県がその安全性の確保、立地規制、情報公開、企業・業者のモラルと責任、さらにはそれらの法的整備を求めるという趣旨であり、市民の代表として地域住民の安全と安心に責任を持つ竹原市議会として国と県に係る意見書を提出することを求めるというものであります。私はかかる趣旨の本案に賛成いたします。

3. 住民運動の高揚によってハチ岩沖藻場造成工事、大乘地区産業廃棄物処分場を断念。

2007年にこの2つの事業が中止、断念され、竹原市はこのようなことへの防御措置として竹原市環境基本条例を制定しました。この間の経過について、マスコミは次のとおり報道しています。

竹原沖藻場造成中止へ、漁協、県に申請取り下げ。読売新聞。

竹原市沖で藻場造成事業を計画していた芸南漁協は、県に出していた水域の占用許可申請を26日までに取り下げ、事実上事業を断念した。計画に対しては、予定海域近くにある貴重な干潟が破壊されるとして市民団体、ハチの干潟を守る会が1万4,727人の反対署名を提出し、市議会も反対の意見書を藤田雄山知事らに送っていた。県は市が事業に同意していなかったことも同日明らかにした。

県によると、3月に出された許可申請に添付された計画概要では、広さ11ヘクタール、7年間に約100万立方メートルの浚渫土などを投入するとしていた。

県が25日、浚渫土は何をどこからいつまでに入れるのかなど、市民団体が懸念している点を含む数点の疑問点を漁協側に指摘。これに対し、漁協は同日、都合により申請を取り下げるとする取り下げ願いを提出し、県は26日に認めたという。

また、竹原市は今月初め、県に藻場造成に同意できる環境ではないとの意向を示し、市議会も3月、事業を認可しないよう求める意見書を知事らに送っていた。

守る会の岡田和樹代表は、署名活動などへの地元住民の協力に感謝したい。瀬戸内海でも数少ない貴重な藻場がひとまず守られ、ほっとしていると話している。

産廃場建設を断念、竹原の事業者住民の理解得られず。中国新聞。

竹原市福田町での産業廃棄物の建設計画に対し地元住民が反対していた問題で、事業主のルートロックが計画を断念し、12日、事業計画の廃止を県に届け出た。

計画では、山林や畑、計34ヘクタールを開発し、約9.2ヘクタールに約225万立方メートルの産業廃棄物を埋め立てる管理型最終処分場を造成。埋め立て後は処分場の周辺を含めて農地にするとしていた。2003年12月に事前協議書を県に提出し、住民へ

の説明会を開いてきた。

しかし、住民は大乗自然環境を守る会を結成し、約2,800人の署名を集めるなど反対活動を展開。昨年11月の市議選では、自治会が団結して計画に反対する地元の新人を上位で当選させた。一部の地権者は地元の同意を計画推進の条件にしており、実施が難しくなっていた。

同社の田中唱文社長は、地権者の理解を得られるのが難しいと判断し完全撤退を決めたと説明。今月中にも事務所を閉鎖する考えを示した。守る会の北村大造会長は、住民の力で環境を守ることができたと歓迎している。

このような経過を受けて竹原市議会は、2007年12月定例会において竹原市環境基本条例を制定しました。

当時の中国新聞は次のように報道しています。

竹原市議会環境基本条例案を可決。

竹原市議会は、13日の定例会で環境保全に関わる市の基本理念を定めた環境基本条例を可決した。市は2009年度末を目途に、具体的な政策を定めた環境基本計画の策定を目指す。

条例は、27条。市は、環境保全のための施策を実施すると定める。環境への影響が懸念される事業には必要な措置をとるよう努めるとし、公害の原因になったり環境へ支障を及ぼしたりする行為を規制するとしている。ごみ減量やエネルギー有効利用を推進するための措置も求める。事業者には再生資源の活用など環境への負荷の低減を、市民へもごみ減量に努めるよう求めるなど環境保全へのそれぞれの基本姿勢を定める。

市は、今後住民や事業者の意見も取り入れながら基本計画を策定。水源保護など計画で規制が必要となれば条例制定につなげる。

以上のような環境基本条例制定の経緯を踏まえた上で、この条例に基づく本郷南方最終処分場建設に対する竹原市の対処方針について伺います。

2番目に本郷南方最終処分場建設と竹原市環境基本条例について質問をいたします。

本郷南方最終処分場建設反対署名。

現在、三原、竹原市民による産廃問題を考える会による本郷処分場建設反対署名が展開され、一次集約で1万2,656人の署名が集まり、8月24日に広島県へ提出されました。その趣意書は次のように述べられています。

このたび、三原市本郷町南方、日名内峠にJAB協同組合という東京の産廃業者による

安定型最終処分場（本郷町処分場）が計画されており、既に広島県に対して本申請まで出されているという話を聞き、驚きを禁じ得ません。

設置計画場所からは、三原市方面には日名内川、竹原市方面には椋原川が流れ出ており、それぞれ沼田川、賀茂川にと合流し、瀬戸内海に注いでいます。三原市においても、竹原市においても、自然豊かな中で農作物は安全な土壌に育まれ、川に住む生物も多様性に富み、おいしいアユも育ち、瀬戸内海は豊かな漁場を形成しています。安全な土壌と安全な水によって生まれた銘酒をはじめとする地元の産業も発展しています。何よりもこの地は、両市民の命の水の源であります。安全でおいしい水が飲めることほど幸せなことはないことを、このたびの水害で改めて思いました。

私たちは、一たび環境を破壊してしまえば取り返しのつかないことになることを体験し、学んできました。平成17年7月6日に改正された広島県環境基本条例には、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは私たちの責務であると明記されています。

日本弁護士連合会は、2007年8月23日に安定型産業廃棄物処理場が今後新規に許可されないように求める意見書を環境省に提出し、その危険性を訴えています。

もし、この処分場が設置されてしまえば、後々の世代にわたる命が危ないという危機感を持っています。広島県に住んでよかった、この地に暮らしてよかったと思える故郷を次の世代に引き渡さなければなりません。

8月25日の中国新聞の報道によれば、会談後、県産業廃棄物課の重野昭彦課長は、地元と合意形成を図るよう業者を指導している。許可するかどうかは審査基準に基づき9月下旬以降に判断すると説明したとされているが、この建設計画の下流域に存在し河川や海の影響や水道水源に影響をもたらす竹原市としてこの問題にどのように取り組むのか伺いたい。

次に、竹原市環境基本条例の基本指針について質問をいたします。

竹原市環境基本条例第8条において、市は環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならないと定め、その1では、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。2では、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応

じて体系的に保全すること。6では、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに資源の有効利用を促進することとしているが、今回の本郷南方最終処分場の建設に対して、1. 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することはどのように担保されているのか。2. 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的条件に応じて体系的に保全すること。3. 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに資源の有効利用を促進することはどのように担保されているのか。

竹原市は、竹原市環境基本条例に基づいてJAB協同組合にこれらの基本指針を厳守できるかを求めなければならないと思うがどうか。

竹原市環境基本条例第11条、環境影響への事前配慮において、市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講じるように努めるものとするがあるが、JAB協同組合に対してどのような措置を講ずるよう求めたのか。

竹原市環境基本条例第12条、規制の措置において、市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じるものとする。1. 公害の原因となる行為。2. 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為。3. 前2号に掲げるもののほか、人の健康または生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為。このことについて、どのような規制の措置を講じようとしているのか。

竹原市環境基本条例第18条、環境の保全に関する教育及び学習の振興等において、市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実、その他必要な措置を講じなければならないとされているが、このことについてどのような措置を講じようとしているのか。

竹原市環境基本条例第21条、情報の提供において、市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとするとされているが、このことについてどのような取組を考えているのか。また、この情報を提供するためには、このたびのJAB協同組合の事業の内容をつぶさに把握しなくてはならないと思うが、そのような取組はなされているのか。

竹原市環境基本条例第23条、国及び他の地方公共団体との協力において、市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力し

てその推進に努めるものとする」とされているが、このたびのJ A B協同組合の事業について、国、県、三原市とどのような協力がなされているか。

以上、壇上での質問といたします。

答弁によっては、自席から再質問をいたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

竹原市環境基本条例は、環境問題に関する市民の認識の高まりを受け、本市を取り巻く自然的、社会的状況等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため制定いたしました。この条例は、本市における環境行政を推進していくための基本理念や基本方針及び施策の方向性等について定めたものであり、個別具体的な規制を行う条例ではないと認識しております。

今回の産業廃棄物処理施設の設置に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法においてその許可の基準や手続などが定められております。

現在、広島県東部厚生環境事務所においてこれらの手続が行われておりますが、今後本市においては生活環境の保全上の見地から意見書を提出することとなります。この意見書については、地域に生活環境上、明らかな影響が生じるかどうか等を確認した上で作成する必要がありますが、本市といたしましては、広島県に対し、廃棄物処理法に基づく適切な手続等を行うよう引き続き求めてまいります。

次に、今回の産業廃棄物処理施設の設置に係る環境保全の確保についてであります。

産業廃棄物処理施設については、その設置に関する許可基準などを定めた廃棄物処理法に基づき、所定の手続が進められることとなっております。この手続において、施設が設置基準を満たすと、県知事により設置が許可されます。このため、この施設の設置が許可されると、住民などが影響を懸念されている大気、水及び土壌、その他の環境の自然的構成要素や森林、緑地及び水辺地等における多様な自然環境の保全については、廃棄物処理法により確保されるものと考えております。

次に、竹原市環境基本条例についてのお尋ねがありましたので、この条例に係る考え方や本市の取組についてお答えをいたします。

基本条例第8条は、環境保全に関する施策の策定及び実施に係る指針をお示ししております。この環境保全に関する施策については、公害防止、自然環境保全や景観など広範多

岐にわたることから、相互に連携させながら総合的かつ計画的に行うこととされております。このため、本市においては、環境基本計画を策定し、複数の部局が連携を図りながら環境保全施策を実施しているところであります。

基本条例第11条においては、環境の事前配慮、いわゆる環境アセスメントのことを定めております。この環境アセスメントは、公害の防止や自然環境などの保全を図る上で重要であります。基本的には個別具体的な法律に基づく実施になると考えております。

基本条例第12条は、規制措置についてであります。この規定は、環境保全のため規制が必要な場合においては、市は関係法令に基づき適切な措置を講じることを明らかにしたものであります。なお、この規制措置については、市民の権利等を制限するものであるため、その導入についてはおのずと制約があり、必要が生じたから即規制するというのではなく、社会動向等を踏まえて十分検討される必要があります。

基本条例第18条は、環境の保全に関する教育及び学習の振興等について定めております。この規定においては、事業者や市民の環境保全に関する理解を深め、環境保全に関する意欲が増進されることが重要であるため、市は環境保全に関する教育、学習のための取組を行うこととしております。このため、本市においては公民館活動を活用した環境教育や、環境保全に係る職場見学などに取り組んでいるところであります。

基本条例第21条は、情報の提供についてであります。市民等が環境保全に関する具体的な活動を実施していくためには、正確な情報が適切に提供されることが重要であります。このため、大気や水質等の測定値、ごみの収集・処理状況、環境保全に関わる取組などについて、これまで市のホームページや広報紙により情報提供を行っているところであります。

基本条例第23条は、国及び他の地方公共団体との協力についてであります。環境保全施策は、国、県及び他市町と連携、協力することによってより大きな成果が期待できるものもあります。本市においては、瀬戸内海の環境美化に向けた県内一斉の海岸清掃イベントの取組、クールシェアやライトダウンキャンペーンなど地球温暖化防止の一環としての取組等を行っているところであります。

条例は、法律の範囲内においてその効力が認められているものであり、施設の設置計画は廃棄物処理法に基づいて法手続が進められているものであります。こうしたことから、この基本条例は環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者、市民などの役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたものであり、個

別の事業者の活動を抑制することを想定したものではないと考えております。そのため、本市といたしましては、引き続き国、広島県及び三原市と連携し必要な情報収集等を行いながら、広島県に対して廃棄物処理法に基づき適正な手続を行うよう求めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それでは、再質問を行ってまいります。

この条例は、本市における環境行政を推進していくための基本理念や基本方針及び施策の方向性について定めたものであり、個別具体的な規制を行う条例ではないと認識しております。今回の産業廃棄物処理施設の設置に関しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法においてその許可の基準や手続などが定められておりますとの答弁がありました。環境基本条例には環境への影響が懸念される事業には必要な措置をとるよう努めるとし、公害の原因になったり環境に支障を及ぼしたりする行為を規制するものとしています。ごみ減量やエネルギー有効利用を推進するための措置も求めておりますとあり、後の条項で規制措置について定められているのではないかと思います。この点についてまず質問をしておきます。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 環境基本条例におきましては、まず第11条の環境影響への事前配慮及び第12条の規制の措置についての御質問と思います。

まず、環境基本条例第11条につきましては、環境影響への事前配慮について規定しておりますが、この条例は本市における環境行政を推進していくための基本理念や基本方針及び施策の方向性等について定めたものでございます。市長答弁にもございましたように、個別具体的な規制を行う条例ではない、このように認識をしております。また、12条につきましては、環境保全のための規制が必要な場合においては市の関係法令に基づきまして適正な措置を講じることを明らかにしたものであると考えております。

なお、この規制措置につきましては、市民の権利等を制限するものであるため、その導入につきましてはおのずと制約、こういったものがあり、必要が生じたから即規制をしていくというものではない、社会動向等を踏まえましてこうしたことは慎重に検討をされる必要があるものであると考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） もちろん廃棄物の処理及び清掃に関する法律があり，それに基づいて規制が行われるということは承知の上で，なおかつ竹原市がこの基本条例でそういうことを定めるという意味は，条例で定めることによって竹原市の主張といたしますか，意図といたしますか，そういうものははっきりと示すという意味も同時にあると思うのです。だから，例えば規制措置そのものを講じたらそのことによって業者を処分することができるとかという権限とか，そういうものは確かに与えられていないかもわからないけれども，少なくとも竹原市民に対してどのような影響が起こるかかわからないような事業において，そういうことは起こさないようにしてくださいという規制を，規制を加えるというのは例えば処罰をすとかなんとかという意味ではなくて，そういうことが起こらないような規制をするという役割は果たさなくてはならないと思うのです。だから，もっと言えば，今回こういう事業を行うに際してはこういうことは絶対してはいけませんよねということをはっきりと明示して対応する必要があるということがこの条例は述べているのではないかなと思うのですけども，その点どうですか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在行われております廃棄物処分場の法律に基づきます申請，これが現在進んでいるところでございますが，ここに当たりまして本市の条例を当てはめてそういった先見的なことといたしますか主張をするという御意見であります，条例ということではいいますと，まずこの事業活動が行われようとしているところが一義的には市外の事業活動であるということもございませう。また，先ほども言いましたように県が全体の指導権限を持って行っている事業活動である，こういったことも言えると思います。そして，何より事業者は法律の上に等しく保障されている民間の事業者でありますので，通常の営業権といたしますか，そういった自由な権利，こういったものを有した方が事業計画を持っている。そうした様々な中で本市の条例を直接当てはめてそれに基づいて対応するということは，いろんな見地から課題がある，そのように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 8月25日の中国新聞の報道によると，会談後，県産業廃棄物課の重野昭彦課長は，地元と合意形成を図るよう業者を指導している，許可するかどうかは審査基準に基づき9月下旬以降に判断すると説明したとされていますが，この建設計画の下流域に存在し，河川や海的环境や水道水源に影響をもたらす竹原市としてこの問題にど

のように取り組むのか伺いました。その質問に対しては、現在広島県東部厚生環境事務所においてこれらの手続が行われておりますが、今後本市においては生活環境保全上の見地から意見書を提出することとなります。この意見書については、地域に生活環境上明らかに影響が生じるかどうか確認の上で作成する必要がありますが、本市といたしましては広島県に対し、廃棄物処理法に基づく適切な手続を行うよう引き続き求めてまいりますという御答弁をいただいておりますが、その意見書を提出する際に竹原市は椋原川、賀茂川を通じてこの産業廃棄物処分場の下流域となり、今回の豪雨災害に見られるような崩壊が起これば、その影響は竹原市の農業や酒造業、水道水源である水源地、さらには賀茂川の流れる先のハチの干潟に代表する瀬戸内海の環境への影響ははかり知れないと思います。このような下流域への環境への影響を抑止するための意見を述べる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議員の方から御説明のありました意見書の提出についてでございますが、これは県が許可申請を業者から受けまして関係地域に事業計画の今後縦覧を行うようになります。その後、事業計画に対する関係住民の皆様からの生活環境保全上の意見が聴取される時がございます。その中で、あわせて市として事業計画に対する生活環境保全上の意見を述べる、こういった機会がございます。この事業計画に対しまして、例えば先ほど議員のおっしゃいましたような、もしも当該処分場に汚染物質が集積されたら、もしも土砂災害により処分場の崩壊が発生したら、もしも下流域に汚染が広がっていったという想定をもちまして法的手続上の意見として市としての意見とすることは、あくまでも仮定の積み重ねということがございますので、その具体性、明確な根拠、こういったものがやはりないと正しい意見ということは述べられないというふうに考えております。このような中、市が今後県に提出する計画に対する意見につきましては、与える社会的な影響もかなりあり、その意見書の中で反対の意見を表明することは行政の中立性、公平性の観点からもやはり困難ではないかと考えております。産業廃棄物処理施設の計画につきましては、現在はまだ県に提出された段階でございます。こうしたことも踏まえまして、市民の皆様がこの処理場施設の設置に際しまして不安を抱えておられる、こういったことは重々重く市といたしましても受けとめております。つきましては、県への意見書を提出する時の県への意見の内容につきましては今後検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） もともとその環境基本条例というものをつくったその意図の中には、例えばこういうことが起こることも想定されて、それで竹原市がそのような環境に対する、いわゆる竹原市の環境に対する様々な影響、とりわけ住民の生命や財産や、あるいはそういうものに大きな損傷をこうむるような事態、あるいは竹原市の様々な地域の生活や活動においても、それに影響を与える事態に対する予防措置としてこういう環境基本条例というものを定めているということであります。したがって、今回の産廃法の規制の枠の中だけの問題ではなくて、その産廃法の規制というものもちろんあるけれども、もっと言えば竹原市というより今回の産廃処分場の建設によって影響を受ける市としてどのような主体性を持ってこの問題に対処するかということを改めて問われていると思うわけがあります。これは、その基本条例ができた時の考え方もそういうことだったと思うのです。だから、そういうおそれがある行為に対してはやっぱり対処をしようということが書かれてあるし、そういう危険性が求められるような行為に対してはそれに対して適切な予防を行っていく必要があると。その意味で、もちろんこれは意見を述べるわけですから、広島県に対しても、あるいはその業者に対しても、竹原市ではこういうことを危惧しておりますと、こういう事態が発生するということは何としてもとめなければならないというふうに考えておりますというふうなことを明らかに意思表示することは可能だと思う。それがあある意味では定められている意見書の形態をとるかどうかということはあるかもわかりませんが、つまり市としてこの環境を、竹原市が今備えている、持っている環境を基本的に維持するあるいはそれを守るという意味からの意見というものを竹原市がこの際こういう時期にやっぱり述べなければならないと思うのですけども、その点についての見解を伺います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 竹原市としてそういった条例の精神、そういったものは述べる機会があればそうやって述べていくべきであるとは考えております。しかしながら、現在法手続を行っている、その事象の中で精神を意見として述べるということは、要はまだ許可になるかならないかまだ決まっていない段階で竹原市としての意見を、精神を述べてそれで終わったら、ではそれが何ということにもなりますし、やはり具体的な意見は公平な立場で述べていかなくてはいけないと、この手続の中におきましてはそうあるべきで

あると考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 多分、この問題に危惧を抱いておられる方、1万数千人の方が署名をされているわけですが、その危惧の中身には様々なものがあると思います。そういうものがその署名にある意味では集約をされているわけです。それはある意味、例えばそのことに対して業者は絶対にそういうことは起きませんということを説明しないといけないし、そういうことは起こしませんということも確約しなくてはならない。そういうことをはっきりさせるためにも竹原市が明確な意思を表明しておくことは大変重要だと。この産業廃棄物処分場によって竹原市には一切危害を与えませんというぐらいの担保をとらないと、結局は起きてしまうということになるわけで、だからある意味でこれは規制の措置なのです。そういうことが起こらないようにするために県としてはどれだけの規制をかけるのか、市としてはそれに対してどれだけの予防線を張るのか、あるいは規制をかけられるものがあればその規制をかけるのかということも含めて、想定される最大の危険というものを想定した上で一定の態度とか方向というのが出てくるわけです。今実際に豪雨災害が起きて、土砂災害はある意味ではこういう産業廃棄物処分場を一挙に流してしまうような危険性すら持っていることを考えれば、竹原市の影響が全くないということはいえないわけ。あわせて、その下流には竹原市の水道水源である東野水源地があり、また酒のいわゆる工場というか処理場もある。さらに、川は海につながっているということを含めて、その下流域にあるという意味ではこの産業廃棄物の処分場がいろんな影響を下流域にもたらすという視点で、もっと業者は下流域に対してもしっかりと説明をする必要があると思う。だけど、今のところは法令に従って下流域は直接関係ありませんと、今私どもがつくる処分場の周辺部分だけで説明は済ませますし、そのこの了解を得られればもうこれは済みますみたいな話になっているから、そうではないでしょと。そういうことに一定の歯どめをかける意味でも、竹原市としてそういうことが起きないように規制というものをしっかりと要望措置としてとるということをこの基本条例は定めているのではないかと思います。いかがでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 繰り返しの答弁になって申しわけございませんが、現在の産業廃棄物の処分場、これは社会経済活動が進展する中におきまして、社会に廃棄物が

氾濫することがないように社会全体の環境保全のための廃棄物を集積し、安全に処分することを目的として設置されて、公共でありますとか民間によりまして全国に設置されているものでございます。そのため建設に当たりましては、いわゆる先ほど来申し上げております廃棄物処理法で技術基準でありますとか安全基準、運営基準等の環境省基準が、厳しいものが定められております。そうした中でこの廃棄物処理法に基づいて、現在そういった基準をクリアした事業計画をつくって、申請の手續段階でございます。基準上一定に安全確保が前提となっているこの計画に対しまして、仮定に基づいて市の危険性というものを出してこの条例の規定をその法律の行われている行為に対して当てはめることはやはり難しい、そういうことでございます。条例の基本精神を否定しているものでもございませんし、現在の法手續の中で竹原の環境基本条例を当てはめて対応していくのは難しいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） その過去の2つの事件は、いずれも竹原市は意見書の中ではっきりといろいろな危険性について指摘をしていますよね。そのことが、ある意味では業者の方が撤退したり中断したりする一つの大きな条件になっているということもあります。そういう意味で竹原市の市民の安全・安心のためにどのような予防措置をとるかということは極めて重要な課題でありまして、そういう姿勢とか構えというのが私はある意味で問われるのだと思うのです。

だから、今回のこの問題に関してももっとしなくてはいけないことのまず一步は、この事業が一体どんなものなのかということが余り伝えられていない。確かにそれが公表されていないという面もあると思いますし、説明会もほんの周辺部分の方々に説明会を行われているだけであって、まだ多くの方々には知らされていないのが現状だと。だったら、竹原市はその際どうするかというと、やはりこの事業の内容を的確に市民に伝えるという必要性があるのではないかと。そのことによって皆さんが判断しやすい条件をつくるということは、大変重要なことであると思います。それはそれぞれがやってくださいという話でもないと思うのです。だから、今回のこの行われようとしている事業が竹原市民に何の影響もないということはありませんし、何らかの影響があるでしょう。もちろん、それに対して影響はありませんというのなら、そういうことをちゃんと向こうが言わなきゃならないし。それらも含めてこのやられようとしている産業廃棄物処分場の事実といいますか、実態といいますか、そういうものを広く市民に知らせて市民の様々な判断をいただくよう

な、そういう手だてを行う用意はあるかどうか伺っておきます。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 性善説に立つというか性悪説に立つといえますか、この事業そのものに対する印象の部分で議員は見ておられることではないかと思います。この事業計画そのものは、どこにも竹原市に影響を与えるような事業計画にはなっておりません。それは、先ほどから言いますように、廃棄物処理法の厳しい基準等をクリアした形で、いわゆる安定型で汚染物質も入れない、こういったことでやりますよということで行われております。そうした中でいきなり竹原市に影響があるという観点から発想を広げるといことは、法もとの平等に反することにもなるかと思えます。そうしたことで、竹原市として現段階におきまして危険性とかそういったものを啓発するとか、そういうことは行政の立場といたしましてもできませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 確かに性善説か性悪説かということはあるかも知れませんが、しかしこれまで例えばそういう産業廃棄物処分場、とりわけ安定型産業廃棄物処分場であっても、決められているもの以外の物質が入って大きな被害をもたらしたことも幾多あります。そういう例があるわけだから、あくまでも性善説に立つわけにはいかない。もちろんそういうものが入ってこないという保証は何によって担保されるかということもあるのです。しかし、今のところはっきりしていないのは、例えばそういうものが絶対に入らないような、例えば業者側の措置はどのような形で捉えているのかというのはわからないでしょ。そういうことが多分これから県において審査をされると思うのだけでも、少なくともこの安定5品目であっても、今まではその中に安定5品目以外のものが入ってそういう事件につながったということはあるわけです。我々はやっぱりそういうことの危惧ということに対しては最大限の警戒をしておく必要はあると思う。だから、いや入れませんと言えば入らないというわけでもないし、またこれまでもそういう事例があることからすると、その事業者がそれに対してどのような安全措置を確保しているかというのが非常に問題になる。もちろん、これは県がそれをチェックする際に明らかにすることではあると思うのです。ただ、竹原市としては下流域にある自治体として、そういうおそれがある様々な行為に関してはやっぱり予防措置を張っておく必要があるし、予防の視点を持って県に対して意見を言ったり、あるいは業者に対して意見を述べるということが必要

になってくると思いますが、その点についてはどうですか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） いろいろなおそれというところがございます。議員御指摘のとおり、日本中に数百はあると思いますが、その中で20件ぐらいいろんなトラブルが実際に裁判になったり、また御質問の中でありました日本の弁護士会の方から環境省に意見書を提出された、こういった事実もございます。そうした中で環境省におきましては、それらの意見書の内容ですとか、例えば裁判が起こった判例、そういったことを捉えまして常に技術上の基準、こういったものに業者に対する新たな安全上の義務、こういったものを追加しながら現在の技術基準がつくられております。その現在の技術基準に基づいて今回の事業計画というものが出されております。それに基づいて様々な基準をクリアした計画が現在計画段階として申請が出ていると。そうした中で、そうはいつでもできるかという理屈と言ったら失礼ですけども、そういった考え方を持って、例えば事業者に対して当たっていく、こういったことは適正ではないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 市としては危機管理というか危険に対する防御としてそういうことに関して強い関心を持っているわけですよ。それは、市民の生活や安全を守るという立場からすればそういうことが起きないことがベストであるし、起きないように措置を相手側がとることがベストであるとすれば、やっぱりそれに対してはたびたび警告を発しておく必要があるし、予防線を張っておく必要がある。それで業者のそういう行為を阻止をするというか予防線を張るということが極めて大事なわけです。ところが、竹原市はある意味で法令があるのだから、別に向こうが法令違反しているわけではないのだからという態度ではなくて、むしろ竹原市民に将来そういうおそれがあるようなことがないようにするための様々な予防措置ということを考える必要があるというふうに思うわけでありませう。その点についてはどうですか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） その点につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。今後、この計画が進んでいく中で、当然県は許可しただけではございません。その後、いろんな運営上、管理上、指導をさせていただきます。その県が行う指導にあわせて、本市といたしましてもできる限り現地の状況というものは把握させていただきまし

て、竹原市の方にそういった影響が及ばないような取組に対しましては積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 手順ということ言えば、今後、例えば縦覧というふうな作業があるし、また縦覧に対して説明をする、あるいはそれに対して意見を述べたり、その縦覧を見てそれに対して意見を述べたり、様々な指摘をしたりするという機会はあるのはあるのです。その時に、市は私が今述べたようなことをしっかりチェックをし、チェックをする機能を保持しておかなくてはならない。そのためにはそういうことによって起きる危険性というふうなものに対して、こういう危険性も、こういう危険性も、こういう危険性もあるではないかということを持ってそれに臨むのと、もうこれは県が認可したのだからと。認可はしていないのかもしれませんが、縦覧の段階だから。だから、もっと言えば、縦覧された時にその内容をしっかり把握をして、多くの市民の方が今回たくさん署名も出されていますけれども、多くの市民の方がその縦覧を通じてこの問題に対して意見や関心を持てるような手順といいますか、そういうことが私は大事だと思うのです。これが、例えば県の許認可は済みましたと、もう決まっていますという話ではなくて、そのために縦覧という機会があるし、あるいは意見を述べる機会があるし、竹原市としても意見書を掲出するという機会がある。そういう機会ですらチェック機能といいますか、と同時に監視機能、そういうものをしっかり果たしていくということは極めて大事なことであると思います。そういう点、市としてある意味で要するにクリアをしたからと、縦覧の段階あるいは市が意見を述べる段階、それから市民から多くの意見を出していただいたり、聞いたりする段階というのがそれぞれあると思うのですけれども、そういうものを、この問題に関する市民の声というものをしっかり上げていただいたり、それを集約したり吸収したりするというふうな機能は極めてこれからのこの問題の解決の方向にとって重要だと思いますけれども、その点についてお伺いします。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今、議員御指摘ありました、縦覧の後に市としての意見を述べる機会がございます。先ほども御答弁させていただきましたが、その時におきましては当然市の基本条例のこと、また住民の皆さんの中にまだまだ不安をお持ちの方がいらっしゃる、こういったことを踏まえまして総合的に検討して意見というものを出していきたいと考えております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それともう一つが、この問題が三原市に設置をされるということのために、ある意味その業者の側も、例えば説明する範囲を絞ってしまって、下流域に関しては、例えば賀茂川の東側は一応対象区域に入る、といっても上流の方だけでしょうけれども、入るけれども例えば西側は入らないというふうなエリアの絞り方をしていますよね。今うちには条例がありませんけども、特に水道水源を保護するという意味からすれば、非常に近いところに東野水源地があるということもあって、いわゆる賀茂川水系の中での水源地ということとの関連で、例えばこの問題に対する予防的観点というものが必要だと思いますけども、そういう点についてはどのようにお考えでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 説明をしていく住民の皆さんのエリアでございますが、これは業者が決めるものではございません。県が決めるものでございます。県が行政指導をする上でどのエリアの住民の皆さんに説明会をなさいと、県が決めて業者にそれを履行させる、そういうものでございます。本市におきましては椋原川、ここに一部排水が出てきますので、計画が確実に実施されていけば何も影響はないのですが、例えば何かの事故等でこちらに流れてくるようなことがあった場合に何らかの影響が発生するであろうという想定のもとにエリアが決められております。通常100倍希釈といひまして、そうやって河川に流れた場合は流れ出た物質が100倍以上に希釈される地点がございます。この地点をもってエリアの最大限というふうにされ、瀬戸法などでもこういったことが使われているわけですが、その100倍地点、これがエリアの限界というふうに考えられております。そうしたことで竹原市におきましては平成25年にそのエリアをここでいいですかというふうに広島県の方からいただきまして、そういうルールで決められているエリアでしたらそれでよろしゅうございますが、せめて多少下流の自治会のエリアぐらいまでは皆さんに説明をしてもらうように業者の方に言ってくださいということで返したものでございます。そうしたことでエリアが限定的になっているのは、県が示してそのエリアが決められている、そういうことで竹原の方のエリアもそういうことで決まっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今回、こういう問題が起きて改めて環境基本条例というものを思い出すというか、そういえばそういう条例をつくりましたよねという感じですよ。ある

意味そういう基本条例をつくった時には、さっき申し上げたような事件というか事態が連続的に起きて、これは何としてもそれに対する予防手段というか、そういうものをつくっておく必要があると、そういうことでこの条例が多分制定されたと思うのです。その経緯を最初に申し上げました。これまではある意味で業者自体が中断したり撤退したりするということが大事には至りませんでしたけれども、今回の場合もそれ以降様々なことが歴史的にはあって、例えば香川県の豊島における産業廃棄物の投棄事件は極めて大きな被害を地元にもたらしたというふうなこともありました。そういうことが同時に広島県の様々な規制が強化されることにつながっているとすれば、それは幸いなことであり、例えば今の100倍希釈の話にしても、これまでに起きた災害の中でどのような影響があったかというようなことに対して一定に県が判断をしていることではあっても、今課題になるのはそういう大きな産業廃棄物の投棄を原因とした公害というか、そういうものができる限り起こらないようにするためには予防措置というものが極めて重要だということから様々なことが勘案されて、今言うように県の許認可もそう簡単にはできませんよと、いろんなその段階や手順を踏んでやるようになっておりますよと。

もう一つ申し上げたいのは、そういう手続あるいは流れといいますか、そういうものの中で市民がこれに関与をしたり、あるいはこれに意見を述べたり、あるいはこれに対して主張したり、様々な啓発をしたりするということのある意味保障しなくてはならないというふうに思うのです。それがここで書かれているいわゆる教育とかそういうことの必要性ということで書かれていると思うのです。だから、本当は環境基本条例はむしろ日常的にそういう環境に関する市民の自覚といいますか、啓発というものを主たる目的としてつくられているわけで、ただ残念ながらこういう事態が起きてみないと、例えば今問題になっているような環境基本条例にしても、あるいは環境に関する様々な施策やあるいは法令にしてもなかなか多くの人を読む機会はないとすれば、こういうことを一つの機会として環境の保全ということに関する啓発というものを高めていくというのが本来の市の任務であるというふうに思うわけであります。そういう意味でかつてでもこういうことに関心が高まったのは、ハチの干潟の問題であったり大乘川の問題であったり、あるいは田万里仁賀境における産廃投棄の問題であったり、そのたびごとにこうやって議会やそういうところでは一定の議論がされてはきたけれども、住民の中にそのことをしっかり学んだりあるいはそのことから学習をしたりするという機会を設けなくてはならないと。そういう意図のもとにこの条例はつくられていると思うのです。そういう意味で私は逆にこういう事件が起

きたことを機会に環境学習や環境教育に対する内容を深めていかななくてはならないという気がするのですが、その点どうでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 竹原市の環境基本条例の中にもそういったことが書かれてはおります。今回のこの個別具体の処理施設ができるとかできない、そういったよりももっと広い視野の中で市民の皆様がより環境問題に対していろんな見識を高めていく、意識の高揚を高めていただくことはまさにこの条例の求めているものであると考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） そのためには情報の提供ということが必要だと、これは環境基本条例の中に書かれています。したがって、今回のこの問題もしっかり情報を市民に提供していく必要があると思うのです。というのは何かというと、業者の方は逆にできる限り情報は、さっきも言ったように100倍希釈以内にとどめておいて、説明もその範囲で行うと、余り情報を広範に知らせることは積極的であるようには思えない。逆に、彼らがそういう事業を行うのであればもっと安全ですよという啓発や教育や宣伝ということをしなないといけないはずですけども、逆にそれは特定のエリアに絞られていると。そういう意味でそういうあたりをもっと、この問題がどういう問題かということも含めて広く市民の方に知っていただいて、一定の学習というか、そういう機会を設けるといことはこの条例の情報の提供、それから環境の保全に関する教育及び学習の振興というところに書かれています。だから、確かに今回の事件は、例えば一定の人がいろんなビラや宣伝することによって広がってはいるけれども、つまりこの問題が竹原市の環境にどういった影響を及ぼすかということについては市民全体の関心事であり、もちろんそこにそういう悪い影響がなければ最もいいことであるわけでありましてけれども、そういう危険性も含めてしっかり市民の方が知った上でこのことの結論が出されていくという方向は何としても堅持しなくてはならない。その中で大事なことは、市民が知ること、その市民に情報を提供することが大変重要だと思いますが、その点についてはどうでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） この条例の中にあります情報の提供の目指しているものは、先ほど言いましたような環境施策ですとか環境学習、こういったことに資するいろん

な教材といえますか、事例、そういったものの情報というふうに認識しております。今回、まず個別に問題視した事業者に対するその業者の情報、こういったものは個人の情報でございまして、本来市が積極的に公表して啓発していくべきものではないということの認識でおりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） あくまでも個人のものであるといってもいわゆる公のといえますか、公共の仕事としてこのことをやるわけでありますから、それは県に申請をして県が許可をすることも含めて公のものであります。だから、その公にされた様々な書類や、あるいはそれについては情報は開示されるべきであって、またそれについて学習をしようということを拒むものでもありません。そういう点は、いわばそういう影響を市民が受ける側においては、市民にそういうことの情報はでき得る限り提供するというのは、ある意味でこの環境基本条例などが定めている義務でもあるというふうに私は思います。そういう意味で情報の提供は全部全部、出したらいけないものまで出せとは言わないけれども、少なくとも今回の事業がどういうものであるか、どういう内容のものであるかという情報は、県に対して申請をされているわけですから、県もこの情報についてはこれから縦覧ですか、縦覧なりそういうことをやるでしょうから、そういう情報をしっかり開示をして市民にこの問題に対しての啓発を行っていくということは大事だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 同じような御答弁になって申しわけございませんが、いわゆる猜疑心を持ってある特定の事業に対する情報、こういったものは実際に、例えば今県に申請しておりますが、その県に対して現在出ている申請書を開示請求いたしましても県は開示いたしません。なぜかといいますと、この計画そのものがまだ流動的でありまして、この開示によって、例えば反対運動をあおるようなことにもなりかねませんし、そうしますと事業者の持っている権利を侵すこととなりますので、そこは慎重に行われるものだと思います。条例にあります情報の公表というものは、例えば市内で行っております定点的に観測しております数値、大気とか河川の水質の数値、こういったものは現に本市といたしましても定期的にホームページに常に上げております。ですから、そういった市内環境全体の状況を把握したり、先ほど言いましたようにいろいろな環境保全を高めていくための情報、こういったものは積極的に公表していく、これが条例でいいます情報の公表

というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） いずれにしても、これは縦覧という、この事業の内容を縦覧するという機会を設けております。だから、それは非常にある意味市民にとってもそういう縦覧というものをフルに活用して、あるいは行政の方も縦覧を通じて問題点や課題というのを明確にしていく、それが次には意見書とかそういうものにもつながっていくということだと思うのです。だから、そういう手順がこれから先にあるということは私も前提として踏まえて言っているわけで、だからあくまでも私的なものを出せとかというようなことは言う必要もないし言わない。だけど、少なくともオフィシャルなというか公的に、例えば申請が出され、その申請が出された内容が例えば縦覧に付されるわけですから、そういうものに対してはしっかり公表して市民に伝えるということは極めて重要なことだと思いますし、ただそういう手続は余り多くの人には知られていない。これもどの段階で県の許認可が得られるかという話も、新聞では9月の下旬以降というふうに書かれてありますけども、その間に例えば縦覧という手続があったり、あるいは各市町などが意見書を出したりする手続があったりという様々な手続がその間にある。それらを通じてこの情報は様々な形で開示されるだろうと思うのですけれども、そのあたりはどのような手順になっているか教えていただきたい。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今議員から御説明いただきましたとおり、現在のフローといたしましては、まだ縦覧開示されておりませんが、おそらくもう近い時期に縦覧の手続に入ってくると思います。その時に初めてこの事業の全体像が市民の皆様にも示されてくるものでございます。そうした中で、その縦覧を経て2週間以内に地域住民の方々からその事業内容に対する御意見、生活環境上の御意見なのですが、それを徴することになります。最初に言いましたように、その時とあわせて市としてもやはり生活環境上の意見、こういったものを述べてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） そういう意味でこれが今の手続上といたしますか、これから縦覧という機会があり、また市民も、それから行政もその意見を述べる機会があるということでもありますので、そういう機会があるということをしかり皆様に知らせる必要はあると思うのです。逆に、そういう手続を多くの人が知らない。知らないから結局は何もできない

ということになっても困るし、ある意味で市民の側にもこういう問題に関して関心を持ち、なおかつ意見を申し述べるという機会はちゃんとこういう形であるのですよということをしっかり伝える必要は市としてはあると思うのです。いわゆる主権者としての市民というもの、その主権者としての市民を高めるのが本来は教育ということでありますから、そういう意味ではこういう手続の中でまだこういうことは可能ですよということは、ある意味フローの中に出ていますけども多くの方々に知らせれば、まだこれからも自らの意見や、あるいは団体としての意見や、あるいは地域としての意見や、そういうことも述べる機会がまだまだあるのですよということが伝わるのではないかと思います、その点についてどうでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいまの縦覧におきましては、県が行いますので告示行為で行われます。その時には、関係住民となっておられる方に対しましても縦覧が始まるという広報はされます。あわせて、場合によるのですが、竹原市でありましたら竹原の広報にその県が縦覧を行うことの広報を載せてくださいということがあるかもしれませんし、そこはこれまでそういうことがあった時もありますし全くなかった時もありますのではっきりしたことは言えませんが、その時初めて市民の皆様にもそういう縦覧ということがなされるという情報が明確になるようになろうと思います。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） あと最後といたしますか、もう一つ。

この設置場所は三原市であるし、また設置場所という意味では広島県は明らかに設置場所であります。そういう意味ではこの問題に関する、いわば広島県なり、あるいは三原市との連携といたしますか、これは行政としての連携ですが、そこらあたりはどのように捉えているかお伺いします。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 広島県あるいは三原市とは、当初からいいますと一番最初の平成25年の県の方から説明エリアを決める地域についての意見を求められた時に状況というものをおおの程度教えていただきまして、今後行政として地域住民の方々に対してどういうふうに対応したらいいのかということを含めまして、当初より県と三原市、そして竹原市、また県の事務所が備後圏の方とこちらの方と分かれていますから両方の県のセクションとこれまで数度一堂に会しましてこの対応、進め方について情報の共有を図ってき

ているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今、申されたような様々な行政的な手順にできる限り市民がその情報をしっかり聞き、また見て、いろんなことが前進するといいますか、もっと言えば止揚するようなそういう取組が大変重要だと思います。知らないことが一番罪で、できる限りたくさんの方々がこの問題を知って、そして学習をし、またそれがこれからのこの広島中央地域というのですか、この地域の環境を守り、さらにそれをよくしていくようなことにつながるような、それをそれぞれの立場でやっていくということが大変重要だと思いますので、今後ともお互いに意見を交わしながらこれからの進捗に様々な提言なり意見を述べていく、あるいは言い合っていくというふうな機会を是非たくさん持てればというふうに思います。

以上をもって私の質問を終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって14番脇本茂紀議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、2時40分まで休憩をいたします。

午後2時22分 休憩

午後2時38分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順位6番、大川弘雄議員の登壇を許します。

8番（大川弘雄君） 発言通告に基づき一般質問を行います。快政会の大川です。

西日本豪雨が発生した要因や県の災害対応を検証する有識者検討会の初会合が8月9日にありました。

県の報告によると、7月6日夜、各地に甚大な被害をもたらした西日本豪雨は、県内で雨量を観測する405地点のうち半数近くの184地点が100年に一度以上のまれな雨量を記録していたことが調査結果から明らかになりました。県内では、広島から福山まで広い範囲で記録的な雨に見舞われた実態が浮き彫りになり、頻度で最もまれな200年以上に一度というものが101地点もあり、150年から200年に一度、これは東広島市など33地点、100年から150年に一度、これは庄原市など50地点でそれぞれ該当しました。また、抽出した24時間雨量の最大値は呉市警固屋町の430ミリで、県が緊急放流した野呂川ダムの観測局が396ミリで続き、江田島市沖美町高祖395ミリ、呉

市東畑374ミリ，呉市蒲刈町田戸370ミリなどとなりました。最大雨量の上位10地点のうち，半数は呉市内であったということです。

77名が犠牲になった4年前の広島土砂災害では，大規模な土砂崩れなど起きた広島市安佐南区，安佐北区が被災地となり，今回は広範囲ではありますが，呉方面を中心とした場所が被災地となりました。竹原市においても，過去に経験のない大雨で甚大な被害を受け，尊い命と平穏な暮らしが奪われてしまいました。

これからは，今回以上の災害の可能性を考えての対応が必要となってまいります。過去の経験では雨が少なくとされていた地域でも危険地域になり得るということでもあります。このたびのすさまじい災害経験を糧に十分な検証をして，さらなる防災対策，復興，まちづくりへと進んでいくために，まず次の質問をします。

1. 発表された警報と，発令された避難情報の時系列。
2. 避難情報の伝達方法。
3. 開設された避難場所と利用できる人数。
4. 避難場所の開設に要する手続。
5. 避難行動の実態。
6. 自主防災の必要性と課題。
7. 仁賀ダムの放水の実態，もし放水した時の情報，警報。
8. 災害時における各種事業者との協定の必要性。
9. 復興に向けてどのようなビジョンを持って取り組むのか。例えば，断水時の課題解決のために水道事業の広域化など。
10. 詳細なデータ，情報に基づく検討会の必要性についてお聞きします。

以上，壇上での質問を終わります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 大川議員の質問にお答えいたします。

1点目の今回の豪雨災害時に発表された警報と，本市が発令した避難情報についての御質問でございます。

気象台から7月6日の午前5時40分に大雨警報，午前10時6分に洪水警報が発表され，本市において災害による被害の可能性があると判断したため，住民等に避難の準備と，高齢者などに早目の避難の開始を促す避難準備・高齢者等避難開始を午後3時に発令

いたしました。

その後、午後5時50分に気象台及び広島県から土砂災害警戒情報が発表され、本市において災害による被害の可能性が高まったと判断したため、住民等に避難の開始を促す避難勧告を同時刻に発令いたしました。

その後、午後8時25分に気象台から大雨特別警報が発表されたため、まだ避難されていない方などに対しまして近隣の安全な場所への避難行動を求める避難指示を午後9時に発令いたしました。

次に、2点目の避難情報の伝達方法についての御質問でございます。

避難情報については、屋外スピーカー及び告知放送端末からの放送、防災情報メール及び緊急速報メールの送信、消防団及び消防署の車両による巡回広報やテレビのデータ放送、ホームページ、SNSなどを活用して行っております。

次に、3点目の開設した避難所と利用できる人数についての御質問でございます。

今回の豪雨災害においては、民間の2施設を含め26カ所を避難所として開設いたしました。このうち、今回開設した指定避難所24施設に係る収容人員は、地域防災計画においては約6,000人を想定しております。

次に、4点目の避難所の開設に要する手続についての御質問でございます。

災害時に避難所を開設する場合には、施設管理者の協力も得て特段の手続を要することなく各施設を利用できております。しかしながら、地震などの突発的な災害が夜間や休日に発生した場合は、鍵を持った市職員等が避難所に到着するまでに時間を要しているといった課題があります。このため、他の自治体の例にもあるように、災害発生時にスムーズに避難所を開設できるよう、事前に地域団体に鍵を預けておき、解錠してもらうといった取組や地域住民による避難所の運営などについても、今後検討してまいります。

次に、5点目の避難行動の実態についての御質問でございます。

今回の豪雨災害後において、各市町が発令した避難情報が住民等の避難行動に結びついていないと大きく報道されております。このため、引き続き出前講座等の機会を活用し、指定避難所だけでなく近隣の安全な場所などへの避難も災害時に住民等がとるべき避難行動の一つであると周知していくとともに、より具体的でわかりやすい避難情報の伝達を行い、住民の早目の避難行動につながるよう取り組んでまいります。また、避難情報の発令や避難行動については広島県における検証も踏まえて必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、6点目の自主防災の必要性和課題についての御質問でございます。

過去の他の災害の例にもありますように、同時多発的な災害により広域的な範囲で交通遮断が生じた場合には、消防や警察など防災機関の機能が十分に発揮されない可能性があります。このため、住民同士による自助、共助の取組が不可欠であり、中でも地域の自主防災組織が担う役割は大変重要であります。引き続き、広島県自主防災アドバイザーなどの専門家を講師とする図上訓練の実施や、防災知識の普及啓発に中心的な役割を担う地域防災リーダーの養成を行うことで、自主防災活動の活性化を促し、自助、共助、公助が一体となった防災対策を推進してまいります。

次に、7点目の仁賀ダムの放流の実態や放流の情報についての御質問でございます。

仁賀ダムにつきましては、その貯水位が151.2メートル以上になった場合に自然放流されることとなっております。このたびの豪雨の際においても、ダムの貯水位の上昇に伴い、7月6日の午後5時56分に自然放流が開始されました。その開始については、賀茂川の水位情報とあわせて広島県から本市、竹原警察署及び東広島市消防局に情報提供されます。また、放流開始後、短時間に水位の急激な上昇が見込まれる場合には、周辺住民の安全確保のため、サイレンが鳴らされるとともに警報車による巡回放送が行われることとなっております。

次に、8点目の災害時における各種事業者との協定の必要性についての御質問でございます。

本市においては、災害応急対策等を迅速かつ円滑に実施するため、これまで食材の提供や物資の調達、レンタル資機材の提供などに関する協定を各種団体等と締結しております。しかしながら、今回の豪雨災害は甚大で広域的な災害であったこともあり、協定締結団体から十分な支援を受けることができなかつたものと考えております。このようなことから、今後は協定締結済みの自治体や企業等と平素から連携を密にするとともに協定締結団体を増やしていくなど、災害時における応急復旧体制の充実強化を図ってまいります。

次に、9点目の復興に向けてのビジョンについての御質問でございます。

このたびの豪雨災害においては、4名のとうとい命が失われるという人的被害のほか、道路や河川の被害や土砂、崖崩れなどの物的な被害を多く受けました。こうした中、復旧、復興事業は多岐にわたり、多くの予算や人的資源が必要となります。そのため、事業の順位づけなどを適切に行いながら効率的、効果的に進め、一日も早い復旧、復興を目指してまいります。

最後に、10点目の詳細なデータ、情報に基づく検討会の必要性についての御質問でございます。

今後の災害対応への教訓とすべき事項を抽出し生かしていくため、検証作業は必要であると考えております。広島県においては、今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会が設置され、今回の豪雨災害について検証分析を行い、当面の対策及び中・長期的な対策について検討されております。この検討会における検証結果等を踏まえて、今後、本市においても必要な対応を行うこととなります。あわせて、現在、今回の災害対応の課題について庁内でヒアリングを実施しており、これらを踏まえて地域防災計画の見直しを行うなど、市民の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） それでは、再質問を行います。

既に同僚議員の質問がなされておりますので、私は避難と復興についてをテーマにしたいと思います。

まず、避難していただくことがどれだけ難しいか、いかに行動に結びつけるか、これが今我々にとって、日本国全員にとっての課題だと思います。命を守る、いかに助け合って命を守るか、これがテーマであります。そのためには、情報伝達、避難場所の整備、避難をどのようにして促すかの施策が必要となってまいります。

それでは、まず情報ですが、このたびの避難勧告、避難指示が出たわけですが、これは土砂災害警戒情報を受けて午後5時50分に避難勧告が出され、大雨特別警報を受けて21時に避難指示を出しました。その後の被害となったわけですが、実際のところ災害の発生が集中した時間帯の把握はできていますか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難の関係と災害の発生時刻ということでございました。

冒頭、市長御答弁申し上げましたとおり、各種警報に伴いまして避難情報を出させていただきました。議員からも先ほどお話しございましたように、避難勧告につきましては7月6日の午後5時50分に土砂災害警戒情報が出された後に発表いたしまして、避難指示につきましては大雨特別警報が発表された後に午後9時に発令ということでございます。こうした避難情報につきましては、住民の方に明るいうちに早目の避難を促すということで早いタイミングの発令を心がけているというところから午後5時50分に出したという

ことをございまして、避難情報の発令のタイミングについては問題はなかったものと、このように考えております。

ただし、そうは申しましても災害は発生しております。そこで発生の時刻ということでございますが、あくまで通報等があったこと等での主な時間ということで、ごろという形で申し上げさせていただきますと、6日につきますと午後6時45分ごろに下野町で床下浸水が発生したということ。午後8時30分ごろに仁賀町で河川の側溝に車が水没したと。午後9時11分ごろ塩町で床上浸水が発生。午後9時46分ごろ新庄町で土砂災害によるけが人の方が出たと。午後9時57分ごろ港町で土砂災害による建物火災が発生など、各種多数ございます。

もう一方では、今回人命に関わる被害もございまして3件発生したものでございます。時間的に申し上げますと午後10時40分ごろ、午後10時50分ごろ、また日が変わりまして7日の午前3時ごろと、このように発生時刻等については把握しているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） よその市町と比べてもいろいろ避難指示を出すという時には悩むところがあると思います。勇気が必要だと思います。しかし、今回も今までどおり早目の避難勧告、避難指示をしていただけたのかなというふうに思っております。今後も空振りを恐れず早目の避難勧告、避難指示を出していただきたいというふうに考えております。というのが、例えば避難準備が出ました。各自治会長に連絡が入りますよね、電話で入ります。そうしたら町内会長にお願いして分担して電話をする、家に行く。これが新人の町内会長さん、留守の家もあったこともあって2時間かかったそうです。これだけの、一生懸命やっても時間がかかるということを考えると、相当早い時間に避難準備というものは出していないといけないのだなというふうな思いを持っています。これからも、本当恥ずかしいこともあるかもしれませんが、空振りを恐れる必要はありません。是非早い避難勧告、避難指示を出してください。これをお願いします。

次に、情報の伝達ですが種々あります。この方法は雨の時は聞こえない、夜中は聞こえない、一長一短だと思います。しかし、どうやってでも、あらゆる手段を使って全市民に情報を伝えるという義務があります。是非このことを肝に銘じて、どのような方法をとればいいのかということをもますます研究していただきたいと思っております。

私は、今回の実感では、緊急速報メール、俗に言うエリアメールというものに対して助かりました。夜中寝ていても物すごいアラート音で起きます。そして、メールで今賀茂川の水位が危険水域になっています、避難してくださいといったものです。これを活用していきたいのですが、携帯電話を持っていないとだめなのです。災害弱者と言われる方はなかなか携帯電話を持っていない方が多い。高齢者が多い。そこでまたこれだけでは足りません。今回、広島市ではシステムの不具合で緊急速報が一時配信できなくなったということがありました。電波物ですのでいろんなことが起こることは予想されます。だから、いろんな多様なツールを必要とするわけです。だから、消防団の見回り巡回広報というのも入っているのだと思うのです。なかなか聞こえないですよ。でも、やってもらっています。そして、できればこの緊急速報メールを普及したいのですが、携帯電話を持ってくださいというわけにはなかなかいかないのかもしれない。

そこで質問します。

私は自主防災組織との連携をもってこれはできるのではないかなというふうに思っています。情報メール、これを登録してもらおう。これでいろんな情報がもらえます。緊急メールの受信のために携帯電話を持っていただく。そして、タネットの加入促進、これを自主防災組織にお願いして、というふうな取組もできるのだと思っています。自主防災組織との連携に対してどのようなお考えをお持ちですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 情報伝達ということでございまして、議員からもお話がございましたように、各種情報の伝達ということで一つの方法ではなくあらゆる方法を駆使しまして、いかに情報を速やかに、しかも正確に伝えるということは大切なことであろうと思っております。お話しございましたように、緊急速報メール、他団体によっては未配信になったというトラブルもあったところもございしますが、本市においてはそういったトラブルもなく正常に配信ができたと思っております。そうした中で各種情報のある中、また一番メールということで市の独自の防災情報メールも携帯電話の方に登録いただきますとそれが受信いただける環境になっておりますので、これまでもあらゆる機会を通じましてそのメールのサービスの登録を促進をいたしております。お話しございましたように自主防災組織に例えば携帯電話を貸し出すなどそういった取組につきましては、現在私どもの方は行っていないのが現状でございますが、他団体等の状況等も参考にしながら、今後の検討段階でございますが調査研究してまいりまして、効果的な情報伝達につなげてまいり

たいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 携帯なんかは社会福祉協議会を通じて貸し出しがあったりということがあってもいいのかなというふうに思っています。是非、検討をお願いします。

次は避難場所ですが、災害発生時にスムーズに避難場所を開設し、自治会などに運営していただくということもこれから大事になってくると思います。この検討課題ということですが、早くしないといけない。台風もやってまいります。来年までにというわけにはいきません。これはいつまでにやりましょうといったことか、答弁できますか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難所のことでございまして、昨日から他の議員さんからも様々な御質問をいただいた中で特に避難所のことでございます。

現在、市内でのヒアリング等におきましても避難所に関する事項も当然検討いたしております。当然、まだ台風シーズンが終了しておりませんので、22号はどうも北上しないという見込みでございますが、そうは申しましても秋雨前線等がまだ残っておりまして雨の心配があるということでございます。現状の取組を続けながら次の対応を考えているというところでございまして、当然我々も来年までとは思いませんができる限り早い時期に、年内にはそういった方向性が出せるように持っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 年内以内ということですが、できるだけ早く、できれば今月中にといった早い取組をお願いします。例えば、竹原中央公民館ですか、竹原西小学校体育館、これを開けてあげれば水につかりながら行かなくていいのではないですか。是非、いろんなところを運営も含めて考えていかないといけないと思います。避難する場所が危ないところであってはいけないし、その運営に対しても大変なことになると思いますので、是非お願いします。

そして、避難場所の整備ですけども、今からは安倍首相がやってくれるのですかね、各小学校にエアコンをつけましょうといったことが出てきました。体育館にも是非これを設置して避難場所にも使えるようにしていきたい、これが避難場所の環境整備だと思います。それも含めて考えていきたいと思っております。

それと、避難場所といっても指定された場所だけではありません。家の2階も安全な時も多いというふうに言われています。また、避難が遅れて隣の家に入れてもらって、平屋の家なのでしょうね、入れてもらって6世帯が一つの家で避難していたと。これも避難場所です。是非、安全なところはどこかというところを理解していただく、そういった教育も大事になってくる、研修も大事になってくると思います。昨日の答弁もありましたが、子どもの、小中学生の防災教育をやっていくのだというふうに答弁がありました。自立と責任を持って支え合いながら応えていくということでもあります。これも活用しながら、また先ほど言いました自主防災組織と連携し、府中市のように助成金を出してでも研修に行ってください。こういった取組によって安全なところはどこかというところを考えていく必要があると思います。危険な夜にどうしても避難しないとイケないという場面も出てくるかと思います。是非2階に。私が聞いたところでは、避難指示、命令ですよ、避難命令が出ている、避難指示が出ているイコール命令ですよ、どうしてましたか。いや大丈夫だから1階で寝ていたよと。せめて2階に行ってほしいではないですか。そういったことを研修、研究してみんなで共有していくということは、教育と研修になっていくのではないのでしょうか。そういうものの必要性についてお聞きします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難のことに关しまして、昨日の防災教育に関連したこともございました。他団体の例で訓練どおりに避難する子どもたちが助かっただけではなくて、子どもたちが避難する際に、先ほど議員がおっしゃられた逃げないという意思表示をされていた方に対して子どもたちが逃げることを呼びかけたために、周りの大人の方たちが助かったという事例もあると私も聞いております。そうした中で地域での避難訓練等にも子どもたちに参加していただきまして、将来を担う子どもたちですので、またここ数年、また10年後、何十年後かに大災害が起きないという可能性もないこともないですので、そうした訓練を続けていただくことは大変意義深いと思っております。

それで、先ほど避難指示のこともございまして、避難指示は正式には避難指示（緊急）というのは午前中の答弁でもさせていただきました。この緊急というのがついているのは、要は避難勧告との差をわかりやすくするために避難勧告の次に避難指示（緊急）という表示がなされているということもございまして。そうした情報をわかりやすくかみ砕いて伝えていくためにも普段から地域での取組、また子どもたちへの、次の世代の方たちへの引き継ぎというか、そういったものは大変重要であろうと思いますので、そういった地域

と一体となるような工夫した取組は今後も進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 今、子どもの教育のことが出ましたけども、議員研修で釜石に行った時だったと覚えていますけども、その現場で津波の時、大人は逃げない、大丈夫。子どもは、いや学校で勉強したから山に逃げる。それで、何十人も人を引っ張っていきました。子どもだけが逃げたのです。そしたら、おじいちゃんもおばあちゃんもしょうがないので山に上がりました。津波が来て、助かった。こういった教育が大事なのです。是非、それもやっていただきたいというふうに思います。そして、避難訓練もそうですね。子どもと一緒に防災訓練か、これに参加していただけるようなことをしていければいいなと思っています。

次は、災害協定ですけども、さらなる充実をお願いします。私もよくよくはわからなかったんですけども、どうもテレビのニュースを見ていると病院というところは電源がないとどうしようもないところだそうです。病院で非常電源は命だそうです。その非常電源には燃料が要ります。是非、ガソリンスタンドなどの協定もやっていないと思いますので、これらも考えていく必要があります。協定に対する災害協定の必要性は聞きました。さらなる充実をお願いしますが、いかがですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 災害時に関する協定ということでございまして、議員の方から今話がありましたガソリン等の燃料ということでございます。そういったことに関しまして、現在のところ、本市では協定は締結していないのが実情でございます。そうは申しましても、お話しございましたように大規模な災害時につきましては、そういった燃料が不足した際に災害の実際の対応にも支障が出るのが考えられますので、そういった燃料の供給に関する協定等につきましては、締結も含めまして鋭意検討しまして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） それでは、検討会に入ります。

検討会の必要性ということで質問したのですが、大きくは広島県がやっていただけるの

であろうというふうに思っています。ただ、私は竹原市独自でやっていただきたい。これも職員のみでの検討会ではなくて専門家も交えて十分に検討し、次の災害の時には少しでも被害が少なくなるような方法を考えていかなければならない。例えば、観光振興をやっていきます。町並み保存地区が売りですよ。大久野島だけ行かずに来てください。でも、つかってしまったらだめではないですか。今回つかりました。では、何が原因だったのですか。本川はゲートも設置して、大型排水ポンプも3基設置して十分な体制だと思ってました。しかし、町並み保存地区に流れた水は、本川にはなかなか流れ切れなかった課題がありました。川が急に狭くなっているのが原因なのか、橋の形状がどうなのか、小型ポンプの性能はどうなのか、こういったことも十分検証して行って、一つずつを解決していけば変わってくるのだと思います。是非、すぐにできないことばかりです。お願いしたいことはいっぱいあります。本川を浚渫して広くして、すぐにできるのだったらやってください。できないのだったら今できることを一つ一つすぐにやっていかないといけないと思っています。また、市民の声として罹災証明、被災証明、これを市役所まで来てとるわけですよ。道路も車も水没してない。復興、復旧に忙しいのに、支所でやってあげればいいのか、やっていただければいいのか、そんな声がいっぱい上がってきますよ。是非、自治会長にアンケートを出していただいて、それは協働のまちづくりも入り、そこには自治会長であったり防災部会であったり意見交換します。これが防災の意識づけになってくるのではないのでしょうか。是非、この検討会について、必要性についてお聞きしたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 検討会に関する御質問ということで、冒頭市長が答弁申し上げましたが、現在広島県において豪雨災害についての検証分析が行われております。当面の対策及び中・長期的な対策について検討がされているということでございまして、この検討会における検証結果等も踏まえまして、今後本市におきましても必要な対策を行うこととなろうと思っております。議員の方からアンケートの調査等の話もございました。こういったことは実際に被災に遭われた方とか避難された方、避難されていない方の意見を聞くということは大変重要なことであろうと考えておりますので、具体的な実施の方法等につきましては今後検討してまいりまして、対応を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 検討会をやるということによろしいのですかね。

それでは、最後に復興に向けてということで、あえて復旧とは書きませんでした。改良復旧であります、強くする。今までのものを今までどおりに直したのではまた同じ被害になってしまいます。いいものをつくっていかないといけない。1,000万円かかるものを1,200万円まで要るかもしれない。しかし、それが災害には強いものになっていくのではないですか。是非、弱いところを検討会で見出して、この改良復旧していきたいというふうな思いで質問します。

まず、本年度は補正予算が上がりまして33億4,000万円ということでありました。これは1年間これでやりますということでしたが、復興には、改良復旧には3年という目途があるというふうに思いますが、3年で何億円の予算を組む予定ですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 災害復旧に関する予算ということで、昨日も御答弁申し上げましたが、一般会計の補正予算（第2号）、専決処分いたしましたものと本定例会に提案させていただいております一般会計補正予算（第4号）を合わせまして33億4,789万7,000円を歳出予算として追加計上させていただいているこの予算額でございます。今後の見込みということございまして、あくまで現時点のものでございまして、災害復旧3年間を見越しまして今後の予算化の概算の見込みということございまして、現在のところ26億8,100万円を見込んでおりまして、さきに申し上げました第2号、第4号と合わせました合計額につきましては約60億円になろうかと、このように現在のところ算出いたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 災害復興、改良復旧というのは、もうそれだけお金がかかるということです。竹原市も庁舎を含めて長期の計画を考えておりますが、それもどの程度支出していくのか、執行していくのか、予算をつけていくのかというところを考え直す必要が来ているのかなというふうに私は思っております。

その部分は今回はおいておきまして、改良復旧というところで、例えば水道水が断水しました。これ、水道を広域化していれば西条からもらえたのではないですか。三原に回せたのではないですか。そういったことも含めて、災害に強いまちをつくっていかないといけません。町並み保存地区の重伝建40棟が浸水しました。国の修繕の補助は望めないの

ではないかなというふうに言われています。では、これはどうしますかと。ふるさと納税を活用したり、クラウドファンディングなのでしょうね、竹原ファンをますます募って早期復興に向けての取組をしていかないといけない、そのような思いがありますが、今も町並み保存地区にはふるさと納税を入れています。これを災害に対してのお願いをしたらいいと思いますが、いかがですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 災害復旧、復興に当たる予算の充当ということでございまして、お話ございましたふるさと納税でございまして、通常分におきますと議員言われたように竹原の資源を生かしたふるさとづくりということでございまして、町並み保存地区など歴史的景観を保全する事業につきまして充当しているというのがございます。また一方では、このたびの7月豪雨災害に伴う緊急寄附受付を開始しておりまして、それにおきますと、昨日の夕方時点でございますが1,400万円余りはそのふるさと納税の緊急寄附ということで返礼品がないものでございまして、災害復旧に当てれるというものもございまして、こういったものを財源として有効に活用しながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 多分それぐらいの額だと全然足りないのだと思います。私も以前からずっとお願いしているのですが、ふるさと納税も頑張ってきた。企業版ふるさと納税はどうなったのですか。検討します、考えます、是非この機会にやってくださいよ。よそはやっているではないですか。そのあたりはどうなんですか、建設部長なのかな。誰かわからないですが。

議長（道法知江君） 通告外になります。

8番（大川弘雄君） 外。

では、次の質問であります。

財政難であります。是非できるところは頑張ってやっていきたいと思います。お願いします。

それと、復興について、これは補助金、お見舞金になるのですか、再建支援法が最初は竹原市は適用ではありませんでした。10件全壊に入っていないわけですからそうなのでしょうけども、市長がお願いに上がったのでしょうか、竹原市もその適用にさせていただきまして、全壊だったら300万円だったのですか、何とか頑張ったと思います。

しかし、懸念しなければならぬところもあります。例えば、広島県において出先機関、出先に専門組織をつくって復旧を加速していくのだというふうにあります。竹原市には出先機関がないです。広島、呉、三原、福山、東広島、出先機関に防災対策を手がける専門組織を設ける、方針ですけど。このあたりは、市長は呉とか東広島市の市長と仲がいいのですから連携をとってやっていけばいいのだと思いますけども、よそも厳しい状況です。このあたりはどのようにするつもりですか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

県の出先事務所は竹原市内にはございませんが、本市を管轄とする、例えば東広島の建設事務所などと連携いたしまして、今必要な取組を行っております。今後も引き続き連携をとりながら復旧、復興に取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 難しい答弁ありがとうございます。是非、連絡を密にして、向こうもやるのがいっぱいありますから、こっちまで手が回るかどうかわかりません。そこで被害の状況、予算を組まないと予算化できないわけでしょう。そのあたりは本当にお願いしたいと思います。

最後になりますが、この改良復旧、復興及びまちづくり、今から大変だと思います。3年かけてどの程度できるのか、私も想像できません。市長、是非これに向けての復興及びまちづくりに向けての意気込みを聞かせてください。

それをもちまして私の一般質問を終わります。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 災害関連の質問を今定例会でたくさんいただきまして、御提言も拝聴しております。その中で皆さん御心配されるのは、やはり被災を受けた箇所の復旧、復興の部分が大部分を占めるのではないかというふうに思っております。議員御指摘のとおり、復興には相当な時間がかかるというふうにも想定をしております。先ほど総務部長が申しあげましたとおり、推計ではありますけれども60億円程度の補正予算が必要であると。一番の問題は財源の獲得になろうかというふうに思います。私も発災後、広島県または特に中国整備局の関わり関係者の皆様には、早期の復旧は当然でありますけれども、復興に向けた事業の推進についても強力にお話もさせていただいております。現在も進めさせていただいております。幸い復興に向けた応急復旧については、特に国道の関

係、県道の関係、速やかに進めていただいております。今後の事業推進についても一定に急傾斜地の事業でありますとか河川改修についても、事務レベルではありますけれども報告を受けているというところでもあります。やはり住民に一番身近なライフラインのところの応急復旧が一番肝心、肝になろうと思っておりますので、ここら辺につきましてはいわゆるロードマップを作成しながら、早急に一日も早い復旧、復興に向けて取り組んでまいりたいというふうに思いますし、ライフラインで言えばJRもまだ不通になっております。家屋被災等以外でもこの災害には大きな影響を及んでいるというところが大きな特徴ではないかというふうに思っております。これに向けても、JRさんの方にも定期的な要求、要望もさせていただいておりますし、情報交換もさせていただいているところであります。皆様の御支援と御理解あつての災害復興に向けた歩みになろうかというふうに思っておりますので、この点については十分御理解をいただく中で我々としても最大限できることを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても御支援、御協力を賜りたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議長（道法知江君） 以上をもって8番大川弘雄議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

9月13日、14日は午前10時から各常任委員会の審査、調査を、18日は9時から議会運営委員会を開催し、10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分 散会